
令和 6 年度版

相模原市男女共同参画年次報告書

(令和 5 年度の男女共同参画関連施策の実施状況)

相模原市

目 次

第1章 第3次さがみはら男女共同参画プランの概要	1
(1) 目的	1
(2) 基本理念	1
(3) 位置付け	1
(4) 計画期間	1
(5) 計画の体系	2
(6) 計画の推進体制	3
(7) 事業の点検・評価・公表	3
第2章 第3次さがみはら男女共同参画プランに基づく施策の実施状況	4
基本方針Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進	7
基本方針Ⅱ 男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現	12
基本方針Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	26
基本方針Ⅳ 働く場における女性の活躍推進【さがみはら女性活躍推進プラン】	31
基本方針Ⅴ 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援【さがみはらDV対策プラン】	41
第3章 令和5年度 男女共同参画に関する意見等申出制度事業報告	47

第1章 第3次さがみはら男女共同参画プランの概要

(1) 目的

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、さがみはら男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）第3条に定められた7つの基本理念に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策の方向性と内容を明らかにし、本市が取り組む施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しました。

(2) 基本理念

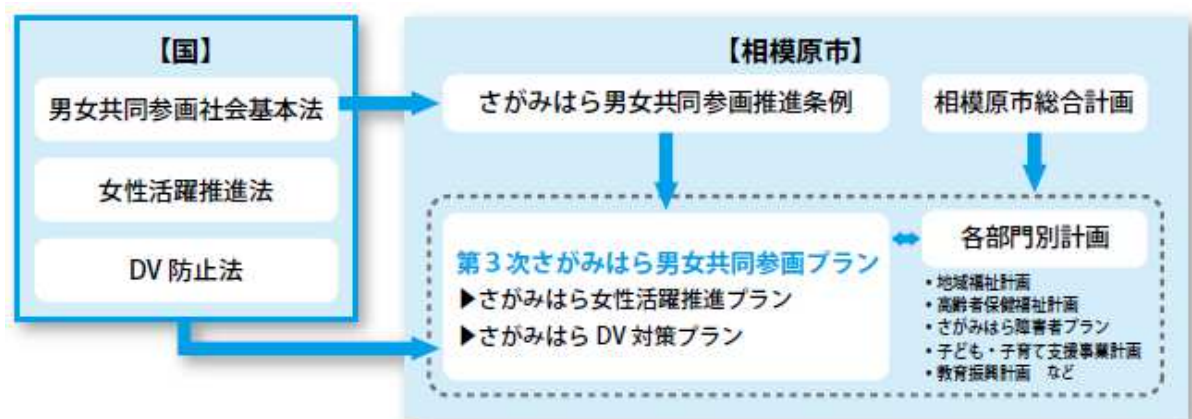
条例第3条に掲げる7つの理念を基本理念とします。

- ① 男女の人権の尊重
- ② 政策・方針の立案及び決定への参画
- ③ 社会における制度又は慣行についての配慮
- ④ 教育における男女平等の推進
- ⑤ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑥ 女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康の保持
- ⑦ 国内及び国際社会における取組との協調

(3) 位置付け

条例第10条に基づく基本計画であり、次の各法律に規定する計画を包含するものであるとともに、「相模原市総合計画」の部門別計画にあたるものとなります。

- 男女共同参画社会基本法に規定する市町村男女共同参画計画
- 女性活躍推進法に規定する市町村推進計画
- DV防止法に規定する市町村基本計画



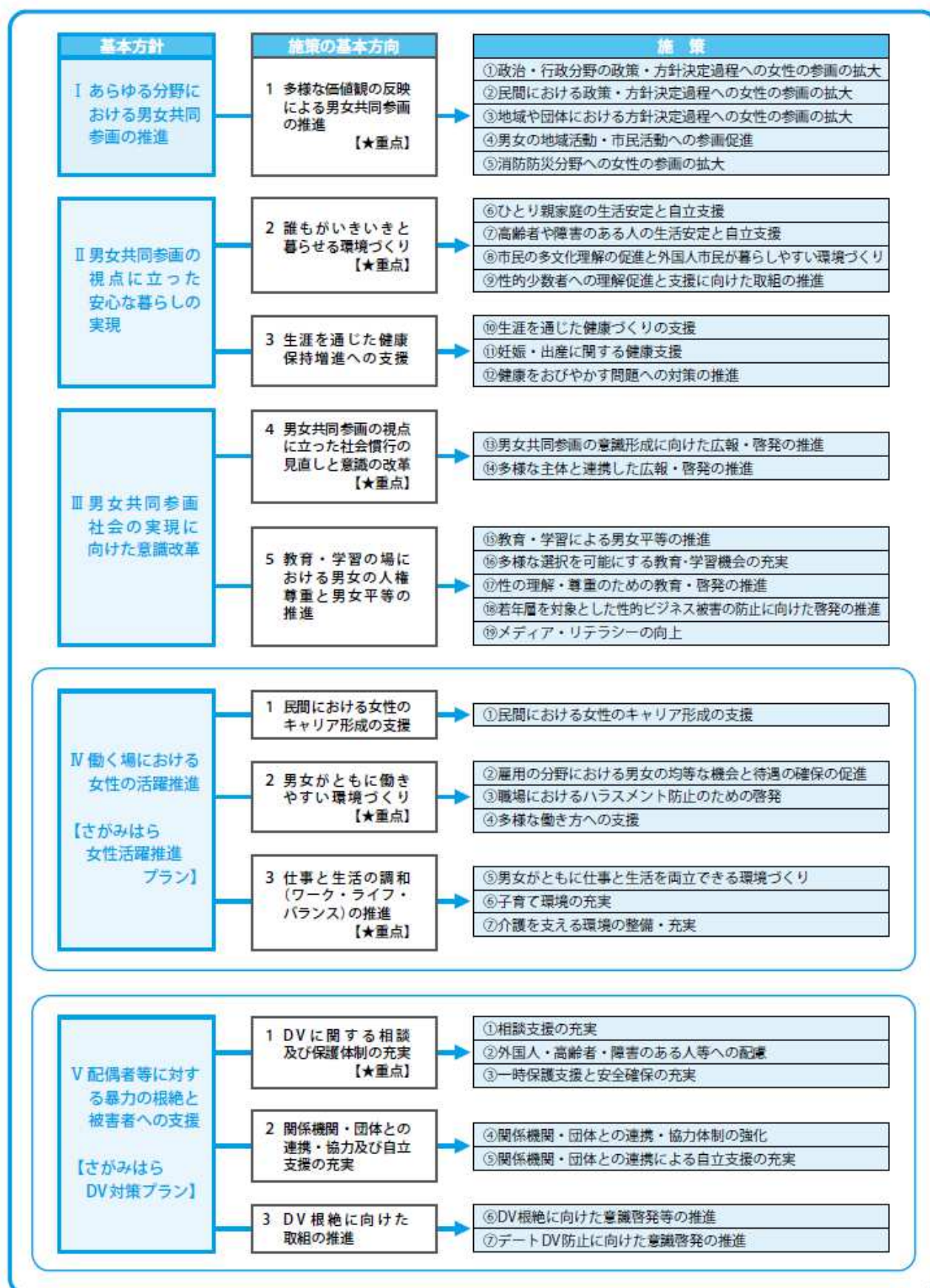
(4) 計画期間

令和2年度から令和9年度まで（8年間）

(5) 計画の体系

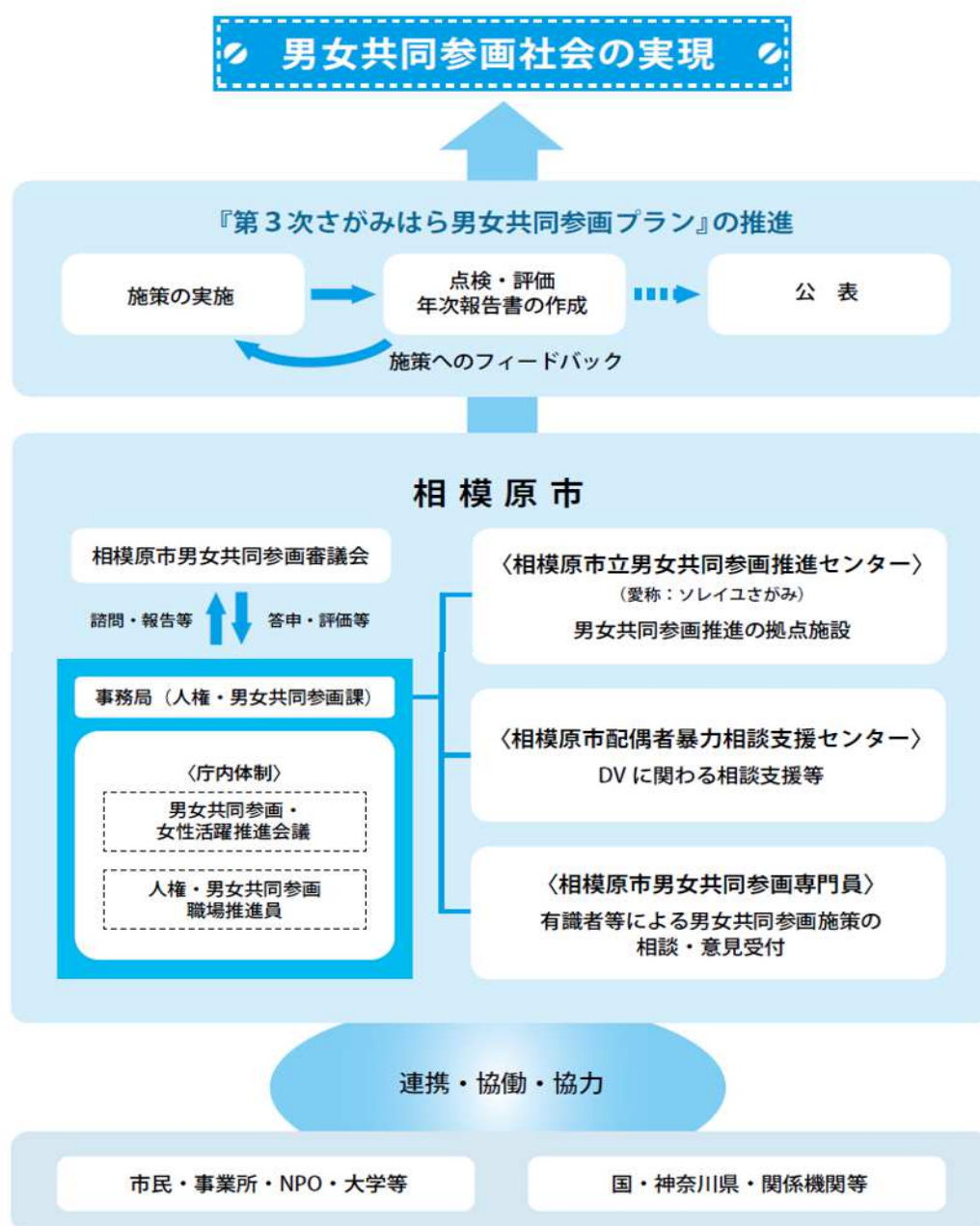
5つの基本方針を設定し、男女共同参画に関する施策を推進していきます。

また、男女共同参画を取りまく本市の現状と課題を踏まえ、特に重点的に取り組むべき内容を、重点項目として設定しています。



(6) 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現のため、多様な主体と連携・協働し、本計画を推進しています。



(7) 事業の点検・評価・公表

本計画に基づく施策の推進状況について報告書を作成し、相模原市男女共同参画審議会から評価等を受けた上で、これを公表します。

第2章 第3次さがみはら男女共同参画プランに基づく施策の実施状況

各項目の見方

基本方針Ⅰ～Ⅴについて、各基本方針に基づく令和5年度の施策の実施状況を6項目(①～⑥)でまとめました。その6項目(①～⑥)が表す内容と、どのように配置されているかについて、基本方針Ⅰを例に説明します。

基本方針Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進

■成果指標

(指標番号1) 市の審議会等における女性の割合

目標値 (年度)	基準値 (年度等)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
40.0% (R9)	33.9% (H30)	33.5% (R3.3.31)	35.3% (R4.3.31)	36.5% (R5.3.31)	36.7% (R6.3.31)				

①

【成果指標の状況について】

各成果指標については、教職員の管理職(校長・副校長)に占める女性の割合(指標番号3)を除き、前年度に比べ微増又は増加しており、特に自治会長に占める女性の割合(指標番号4)は目標値に達した。教職員の管理職(校長・副校長)に占める女性の割合は微減したものの、目標値に近い割合を維持するとともに、中学校の副校長における女性の割合は前年度に比べ約10ポイント増加している。

②

■事業の実施状況

総事業数：20事業（100%）			
A	B	C	X
【予定どおり実施】	【概ね予定どおり実施】	【実施できなかった】	【コロナによる中止又は延期】
17事業（85%）	3事業（15%）	0事業（0%）	0事業（0%）

③

■事業の今後の進め方

総事業数：20事業（100%）			
拡 充	継 続	見直し	廃 止
0事業（0%）	20事業（100%）	0事業（0%）	0事業（0%）

④

① 成果指標

- 基本方針ごとに成果指標を設定し、カッコ内の出所年月時点における施策の達成状況を数値的に把握します。

② 成果指標の状況について

- 令和5年度の成果指標の状況について記載しています。
※調査等の実施間隔の関係上、指標によっては、毎年数値の把握をしていないものもあります。

③ 事業の実施状況

・事業の実施状況について、所管課の自己評価により把握します。

A：予定どおり実施した(予定していなかったが実施した)

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業内容を変更(事業の縮小や、回数・会場変更等を含む。)して実施したものを含む。

B：概ね予定どおり実施したが、検討が必要

※ 新型コロナウイルス感染症の影響による事業内容等の検討の必要性を除く。

C：実施できなかった

※ 新型コロナウイルス感染症の影響による中止又は延期を除く。

X：新型コロナウイルス感染症の影響により、中止又は令和6年度以降に延期した。

④ 事業の今後の進め方

・事業の今後の進め方について、所管課の自己評価により把握します。

拡 充：事業内容等の拡充を図るもの

継 続：現状どおり事業を継続するもの

見 直 し：事業の縮小

廃 止：事業を廃止するもの

基本方針Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の基本方向1 多様な価値観の反映による男女共同参画の推進【重点項目】

【主な取組及び方向性】

行政分野における女性の参画の拡大を図るため、市審議会等の委員登用における事前協議の実施や管理職への女性登用に取り組んだ。また、事業所等における女性のキャリア形成の支援として女性起業家支援事業の実施、地域・団体における女性の参画の取組として自治会活動の手引きへの記事掲載、消防防災分野における女性の参画促進として消防団活動における女性の活動のPR等に取り組んだ。

これまでの取組によって一定の成果は出ているものの、多様な価値観の反映に向けてあらゆる分野での男女共同参画を推進していくためには、人材育成、環境整備、意識啓発等、多面的な取組を継続していくことが重要である。

引き続き、行政分野等での管理職への女性の登用、民間事業者、地域等への理解促進、防災分野への女性の参画の拡大等に係る様々な取組を進めていく必要がある。

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲内 容No.	所管課
施策1 政治・行政分野の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大								
①市の審議会等への女性の積極的登用	審議会等の委員登用における事前協議の推進	審議会等の委員選任の際に、事前協議を通して女性の登用を要請するとともに、委員選任に係るガイドラインを全庁で周知し、女性登用促進を図った。また、各課での委員選任結果について、各課の属する局長まで報告することにより、課単位だけでなく、局単位で女性委員の登用推進に係る意識をより一層持つよう周知した。	A	令和6年3月31日時点の審議会等委員の女性の割合は36.7%であり、前年よりも0.2%増加した。団体からの推薦依頼時に女性の参画を促すチラシを併せて渡して、市議会議員などの対応を各課に依頼しているが、目標の女性委員の割合0%を達成できていない状況である。	引き続き、事前協議を通じた女性の登用の要請を行い、女性登用の促進を図る。	継続		人権・男女共同参画課
審議会等における教育の実施	審議会等の委員選任に係るガイドラインの中で、保育を必要とする委員への配慮を要請した。		A	子どもがいる委員の参画しやすい環境の整備に努めた。	引き続き審議会所管課への要請を行う。	継続		人権・男女共同参画課

(1)

(2)

(3)

(4)

⑤ 主な取組及び方向性

- ・施策の基本方向ごとの主な取組や、取組の方向性を記載しています。

⑥ 事業一覧

- ・施策の基本方向に基づく事業の一覧を記載しています。

(1) 内容

- ・体系図（p 2）の「施策」の下に設定してある具体的な内容の「No.」及び「内容」を記載しています。
- ・内容の詳細については、「第3次さがみはら男女共同参画プラン」をご確認ください。

(2) 実施状況

- ・③をご確認ください。

(3) 今後の進め方

- ・④をご確認ください。

(4) 再掲内容No.

- ・(1) のNo. を記載しています。

基本方針Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進

■成果指標

(指標番号1) 市の審議会等における女性の割合

目標値 (年度)	基準値 (年度等)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
40.0% (R9)	33.9% (H30)	33.5% (R3.3.31)	35.3% (R4.3.31)	36.5% (R5.3.31)	36.7% (R6.3.31)				

(指標番号2) 市職員における管理職(課長級以上)に占める女性の割合(教職員を除く。)

目標値 (年度)	基準値 (年度等)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
30.0% (R9)	18.8% (H31.4.1)	20.7% (R3.4.1)	21.6% (R4.4.1)	22.9% (R5.4.1)	23.4% (R6.4.1)				

(指標番号3) 教職員の管理職(校長・副校長)に占める女性の割合

目標値 (年度)	基準値 (年度等)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
40.0% (R9)	35.5% (H31.4.1)	34.9% (R3.4.1)	37.2% (R4.4.1)	39.1% (R5.4.1)	38.8% (R6.4.1)				

(指標番号4) 自治会長に占める女性の割合

目標値 (年度)	基準値 (年度等)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
10.0% (R9)	7.3% (H31.4.1)	8.7% (R3.4.1)	9.0% (R4.4.1)	9.6% (R5.4.1)	10.6% (R6.4.1)				

【成果指標の状況について】

各成果指標については、教職員の管理職(校長・副校長)に占める女性の割合(指標番号3)を除き、前年度に比べ微増又は増加しており、特に自治会長に占める女性の割合(指標番号4)は目標値に達した。教職員の管理職(校長・副校長)に占める女性の割合は微減したものの、目標値に近い割合を維持するとともに、中学校の副校長における女性の割合は前年度に比べ約10ポイント増加している。

■事業の実施状況

総事業数：20事業（100%）			
A	B	C	X
[予定どおり実施]	[概ね予定どおり実施]	[実施できなかった]	[コロナによる中止又は延期]
18事業（90%）	2事業（10%）	0事業（0%）	0事業（0%）

■事業の今後の進め方

総事業数：20事業（100%）			
拡 充	継 続	見直し	廃 止
0事業（0%）	20事業（100%）	0事業（0%）	0事業（0%）

基本方針Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の基本方向1 多様な価値観の反映による男女共同参画の推進【重点項目】

【主な取組及び方向性】

行政分野における女性の参画の拡大を図るため、市審議会等の委員登用における事前協議の実施や管理職への女性登用に取り組んだ。また、事業所等における女性のキャリア形成の支援として女性起業家支援事業の実施、地域・団体における女性の参画の取組として自治会活動の手引きへの記事掲載、消防防災分野における女性の参画促進として消防団活動における女性の活動のPR等に取り組んだ。

これまでの取組によって一定の成果は出ているものの、多様な価値観の反映に向けてあらゆる分野での男女共同参画を推進していくためには、人材育成、環境整備、意識啓発等、多面的な取組を継続していくことが重要である。

引き続き、行政分野等での管理職への女性の登用、民間事業者、地域等への理解促進、防災分野への女性の参画の拡大等に係る様々な取組を進めていく必要がある。

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
施策1 政治・行政分野の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大								
①市の審議会等への女性の積極的登用	審議会等の委員登用における事前協議の推進	審議会等の委員選任の際に、事前協議を通して女性の登用を要請するとともに、委員選任に係るガイドラインを全庁送付し、女性登用促進を図った。また、各課での委員選任結果について、各課の属する局長まで報告することにより、課単位だけでなく、局単位で女性委員登用推進に係る意識をより一層持つよう運用した。 令和6年3月31日時点の審議会等委員の女性の割合は36.7%であり、前年よりも0.2%増加した。	A	令和4年度から令和5年度に係る市審議会等における女性の割合は微増ではあったが、基準値からは毎年着実に増加している。 審議会の性質や推薦団体の構成等により女性の選任が難しい場合もあるが、継続的な取組が重要である。	引き続き、事前協議を通じた女性の登用の要請を行い、女性登用の促進を図る。	継続		人権・男女共同参画課
	会議等における保育の実施	審議会等の委員選任に係るガイドラインの中で、保育を必要とする委員への配慮を要請した。	A	子どもがいる委員の参画しやすい環境の整備に努めた。	引き続き審議会所管課への要請を行う。	継続		人権・男女共同参画課
	相模原市女性人材名簿の活用	政策及び方針決定過程への女性の参画を促進するため、多方面にわたる人材を「相模原市女性人材名簿」に登録するとともに、市審議会等の委員の公募情報を人材名簿登録者に提供した。 ・登録人数 11人(令和5年度末時点)	A	審議会等の委員の公募情報の提供を行っているが、その他の活用方法についても今後研究する必要がある。	今後も女性の政策・方針決定過程への参画の促進に努める。	継続		人権・男女共同参画課

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
②女性職員の管理職等への登用推進	相模原市職員のための仕事と家庭の両立応援プラン(相模原市特定事業主行動計画)の実施【女性職員のキャリア形成等】	・女性職員の管理職への登用を図った。(令和6年4月1日現在 23.4%／前年より0.5ポイント増加) ・女性職員を多様なポストに積極的に登用するとともに、事務の分担において意欲や能力に応じた人事配置を行った。 ・能力開発期(主事級、主任級)において、様々な部門を経験するよう人事異動(ジョブローテーション)を実施した。 ・将来の目標となる女性管理職のロールモデル紹介を1例実施した。 ・キャリア形成や仕事と家庭の両立に係る悩みや問題の解決を援助し、職員個人の成長を支えるため、メンター制度を実施した。(令和5年度実施件数:1件) ・各所属の事務分担について、性別にとらわれて固定しないよう促した。 ・外部研修専門機関(市町村アカデミー等)へ女性職員を派遣した。	A	管理職に占める女性割合を令和7年4月1日までに30%とすることを目標にしているが、達成は厳しい見込みである。引き続き、原因を探るとともに、中長期的な視点で効果的な取組を検討・実施していく必要がある。	・メンター制度、ロールモデルの紹介、管理職等への研修の実施をとおして意識啓発を継続して行い、女性がより働きやすい職場環境づくりを行うとともに、女性職員の育成に努める。 ・相模原市職員のための仕事と家庭の両立応援プラン(市特定事業主行動計画)の計画期間が令和7年3月31日までとなっていることから、次期計画の策定に向け、現状の課題を分析し、より効果的な施策を検討する。	継続		人事・給与課
	女性教員の校長・副校長への積極的登用	女性教員の校長・副校長への積極的登用を図った。 【令和6年4月1日現在の市女性教員の登用状況】 ・小学校 校長 69人中 28人(40.6%) 副校長70人中 32人(45.7%) ・中学校 校長 34人中 6人(17.6%) 副校長 35人中15人(42.9%) ・義務教育学校 校長2人中1人(50%) 副校長4人中2人(50.0%) ・大野南中学校分校(夜間学級) 副校長1人中0人(0%)	A	前年度と比べ、中学校の女性管理職の割合が増えているが、小学校と中学校の登用にまだ開きがある。なお、副校長に関しては、中学校における女性管理職の割合がかなり増えている。	今後も女性教員の人材育成と積極的な活用を図る。	継続		教職員人事課
	職員厚生会による育児休業者を対象としたセミナーの開催	実際に育児休業を取得し職場復帰した職員の体験談や育児に関する情報等をまとめた「子育て通信」を作成し、対象者に提供した。 ・対象者数 155名	A	育児に関する情報をまとめたリーフレットを配付することで、子育ての悩みや不安の軽減につなげることが出来ている。 一方で、コロナ禍以降、リーフレットの配付による開催としているが、今後の開催方法については、集合研修形式も含め、より適した開催方法を検討していく必要がある。	今後も継続してセミナーを開催する。	継続		職員厚生課
	九都県市ワーク・ライフ・バランス推進連絡会	九都県市ワークライフバランス推進連絡会で決定した一斉定時退庁の取組【8月7日(水)】を実施した。	A	今後も庁内関係各課が連携を図りながら、積極的なワーク・ライフ・バランスへの取組を進める。	一斉定時退庁日のノー残業デーの占率を確認のうえ、全庁掲示板に掲載する。	継続		人事・給与課 人権・男女共同参画課 こども・若者政策課 産業支援・雇用対策課
	相模原市職員のための仕事と家庭の両立応援プラン(相模原市特定事業主行動計画)の実施【ワーク・ライフ・バランスの推進】	・職員評価制度において、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進など、ワーク・ライフ・バランスの推進の取組を管理職の評価項目の基準行動とした。 ・長時間労働該当職員が2名以上いる場合、所属長には、産業医面談の実施や調査票の提出を依頼した。 ・テレワーク勤務を実施した。 ・ズレ勤務を実施した。 ・各所属において、課内会議等における周知、休暇取得計画書の活用等により、夏季休暇を含めた休暇取得の促進を図った。	A	一月あたりの時間外勤務時間45時間以内の職員の割合(管理職以外)を令和6年度までに100%とすることを目標にしているが、達成は厳しい見込みである。引き続き、原因を探るとともに、中長期的な視点で効果的な取組を検討・実施していく必要がある。	一月あたりの時間外勤務時間45時間以内の職員の割合(管理職以外)100%の目標達成に向けた取組を継続する。	継続		人事・給与課

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
③政治分野における男女共同参画の推進	地方議会における男女共同参画の実施	議員向けハラスメント防止研修の実施 ・開催数 1回 ・参加者数 26名(女性7人 男性19人)	A	本市議会議員を対象とした研修の実施により、「ハラスメントのない、男性・女性議員ともに活動しやすい議会づくり」への意識付けを行うことができた。	今後も継続して男女共同参画に向けた土壌づくりを行う。	継続		議会総務課
	女性の政治参画講演会	男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)において、女性の政治への関心を促進する講演会を開催した。 ・開催数 1回 ・参加者数 60人(女性37人 男性23人)	A	講演会を開催し、政治分野への女性への参画の促進を図った。	引き続き講演会等を開催し、政治分野への女性の参画に資する取組を進める。	継続		人権・男女共同参画課
施策2 民間における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大								
④女性の活躍に対する事業所等の理解促進	事業所等における女性活躍の促進(情報発信等)	事業所における女性活躍を促進するため、市ホームページにおいて、女性活躍推進法に関する情報や、市内事業所等を対象とした事業に関する情報の発信を行った。	A	女性活躍推進法に関する情報や、市内事業所等を対象とした事業に関する情報を広く周知することができた。	今後も事業所における女性活躍が推進されるよう、積極的な情報発信を行っていく。	継続	④ ③⑤ ③⑦	人権・男女共同参画課
	男女共同参画研修等支援事業	市内の事業所等が開催する男女共同参画の推進に関する研修等に講師を派遣した。 ・派遣回数 3回	B	周知啓発活動により女性活躍の推進に係る意識の醸成に努めたが、より効果的な方法等については検討していく必要がある。 例年同一の事業所からの依頼のみとなっているため、制度の見直しや更なる周知を図る必要がある。	より多くの事業所等に本事業が活用されるよう、更なる事業の周知に努めながら、引き続き実施していく。	継続	④ ⑤ ③⑤ ③⑥ ③⑦	人権・男女共同参画課
⑤事業所等における女性のキャリア形成の支援	女性起業家支援事業	起業に興味がある女性や起業後間もない女性起業家に対して、経営に必要な知識を習得するためのセミナーを開催した。また、起業について学べるだけでなく、女性起業家特有の悩みを気軽に安心して相談できるように、ワークショップや交流会を開催した。 ・セミナー(全6回) 19人 ・ワークショップ&交流会 1回 計15人	A	セミナーや交流会に参加しても起業に結びつかないケースがあったため、確実な事業継続を促進する必要がある。	産業支援機関との連携、出店場所の相談に応じるなど、起業希望者に寄り添った支援を進めていく。	継続	⑤ ③⑥ ④⑤	創業支援・企業誘致推進課
	男女共同参画研修等支援事業	市内の事業所等が開催する男女共同参画の推進に関する研修等に講師を派遣した。 ・派遣回数 3回	B	周知啓発活動により女性活躍の推進に係る意識の醸成に努めたが、より効果的な方法等については検討していく必要がある。 例年同一の事業所からの依頼のみとなっているため、制度の見直しや更なる周知を図る必要がある。	より多くの事業所等に本事業が活用されるよう、更なる事業の周知に努めながら、引き続き実施していく。	継続	④ ⑤ ③⑤ ③⑥ ③⑦	人権・男女共同参画課
施策3 地域や団体における方針決定過程への女性の参画の拡大								
⑥地域や団体における方針決定過程への女性の参画の拡大	「自治会活動の手引き」の配布	市自治会連合会と共同作成を行っている「自治会活動の手引き」において、自治会活動への女性の積極的な登用、参画について協力を求めるページを掲載し、意識啓発を図った。	A	予定どおり実施し、意識啓発を図ることができた。効果的に意識啓発をするためには、継続して行う必要がある。	引き続き「自治会活動の手引き」等により、意識啓発を図る。	継続		市民協働推進課

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
施策4 男女の地域活動・市民活動への参画促進								
⑦男女の 地域活動・ 市民活動 への参画 促進	ボランティア 活動への理 解促進のた めの情報の 収集・提供	市民活動を支援する拠点である「さがみはら市民活動サポートセンター」で、会議等の場の提供、市民活動活性化のための情報の収集・提供及び相談に対するアドバイス等を行った。 【利用実績(延べ数)】 ・会議室 3,333名 ・オープンスペース 1,466名 ・相談 156名	A	市民活動の促進を図ることができた。課題は、「さがみはら市民活動サポートセンター」で活動する人の高齢化が課題であり、新たに活動を始める人を取り込んでいく必要がある。	今後も、様々な分野で行われている市民の自主的・非営利の社会に貢献する活動を支援する拠点として、活動の場の提供や情報の発信などの支援事業に取り組んでいく。	継続		市民協働推進課
	相模原市社会福祉協議会によるボランティアセンター運営事業の支援	社会福祉協議会が実施する災害救援ボランティア育成事業、災害ボランティアネットワーク活動への支援事業費の助成を行った。 ○養成講座等の開催 参加者 10人 ○9都県市合同防災訓練の一環として災害ボランティアセンターの受付から活動までを体験する訓練の実施 参加者 20人 ○自治会等防災訓練への講師派遣協力 8回 ○防災力アップ講座開催 3会場 参加者計68人	A	助成を行うことにより、講座の開催による地域の防災力の向上や、会議や合同訓練を通し、平常時から関係機関と連携を図ることによる災害時における体制の構築を図ることができた。	引き続き、ボランティアセンター運営の実績とノウハウを有する市社会福祉協議会の当該事業について支援を行う。	継続		地域包括ケア推進課
施策5 消防防災分野への女性の参画の拡大								
⑧消防における女性の参画拡大	消防団活動への女性の参画促進	春季及び秋季火災予防運動、歳末火災特別警戒に合わせ、女性団員による消防団車両を活用した広報活動の実施や、消防団が作成する広報紙などで女性の活動をPRすることにより、消防団活動への女性の参画を促進した。 ・女性消防団員入団数 3人 ・全体の女性消防団員割合 2.1%	A	継続して女性団員の活動を積極的に支援し、消防団活動への女性の参画をさらに促進していく必要がある。	今までの活動を継続するとともに、女性団員の声を反映した取組を実施する。	継続		消防総務課
⑨防災施策への男女共同参画の視点の反映	女性の擁護にたった災害対策	令和3年度に改訂を行った「さがみはら防災ガイドブック」を、転入者の手続きの際に配布をして普及啓発を図った。	A	ガイドブックの認知度が低い世代等があるため、幅広い方へ向けた周知啓発が必要。	防災ガイドブック等を使用した普及啓発を引き続き行う。	継続		危機管理課
	女性視点の防災講座	男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)において、外部講師を招き、より良い地域防災のあり方について考える講座を実施した。 ・開催数 1回 ・参加者数 17人(女性6人 男性10人 不明1人)	A	消防防災分野への女性参画の拡大が期待される中で、講座を通してより良い地域防災のあり方を考える機会となった。	引き続き、女性視点からの防災講座を開催する。	継続		人権・男女共同参画課

基本方針Ⅱ 男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現

■成果指標

(指標番号5) 児童扶養手当の受給開始後5年経過者の就労している割合

目標値 (年度)	基準値 (年度等)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
86.0% (R9)	84.1% (H30)	84.0% (R3.3.31)	80.6% (R4.3.31)	78.6% (R5.3.31)	81.0% (R6.3.31)				

(指標番号6) 自分が健康であると感じている市民の割合

目標値 (年度)	基準値 (年度等)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
84.3% (R9)	81.4% (R1)	78.5% (R3.3)	76.7% (R4.3)	77.2% (R5.3)	77.7% (R6.3)				

【成果指標の状況について】

児童扶養手当の受給開始後5年経過者の就労している割合(指標番号5)は前年度に比べ2.4ポイント増加、自分が健康であると感じている市民の割合(指標番号6)は前年度に比べ0.5ポイント増加しているが、各指標とも基準値や目標値を下回っている状況である。

■事業の実施状況

総事業数：87事業（100%）			
A	B	C	X
[予定どおり実施]	[概ね予定どおり実施]	[実施できなかった]	[コロナによる中止又は延期]
82事業（94%）	2事業（2%）	3事業（3%）	0事業（0%）

■事業の今後の進め方

総事業数：87事業（100%）			
拡 充	継 続	見直し	廃 止
6事業（7%）	79事業（91%）	1事業（1%）	1事業（1%）

基本方針Ⅱ 男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現

施策の基本方向2 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり【重点項目】

【主な取組及び方向性】

母子家庭の母や父子家庭の父の資格取得等に対する給付金の支給や個別面接による自立支援プログラムの策定等、ひとり親家庭の生活安定と自立支援に係る取組を実施した。また、シルバー人材センターによる高齢者のための就業機会の提供のほか、さがみはら国際ラウンジにおける外国人市民への情報提供、性の多様性の理解の促進を図る啓発活動等に取り組んだ。

ひとり親家庭、高齢者や障害のある方の生活の安定等については、社会情勢の変化等による影響を受ける中、男女によるニーズや課題の違いを踏まえた支援、取組を進めていくことが重要である。

また、外国人市民及び性的少数者の方が自分らしく暮らしやすい地域社会を実現していくためには、多文化や性への理解を深める取組、多様な価値観を認め合う教育、啓発に取り組むとともに、当事者の困りごと、生きづらさの解消に資する取組など、市民理解の促進と当事者支援を両輪で取り組んでいくことが重要である。

引き続き、一人ひとりが置かれた状況により、課題やニーズが異なることに留意しながら、誰もがいきいきと暮らせる地域社会の実現を図っていく。

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
施策6 ひとり親家庭の生活安定と自立支援								
⑩ひとり親家庭の親子が安心して暮らせる環境の整備	自立支援教育訓練給付金の支給	母子家庭の母及び父子家庭の父が自主的に行う職業能力の開発(資格取得)を支援するため、指定の職業訓練修了後、給付金を支給した(支給額 対象講座の受講料の60%相当額(上限20万円×修業年数、下限1万2千円))。 ※雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の金額から当該給付金の支給額を差し引いた額 ・給付件数10件	A	資格取得により生活の安定を図る目的のひとり親でも、前年もしくは前々年の所得が要件を満たさないために、当該給付金が利用できない場合があった。	所得要件の緩和を行い、給付金の支給対象を拡大する。また、一部の職業訓練について支給割合を拡充する。	拡充		子育て給付課
	高等職業訓練促進給付金の支給	母子家庭の母及び父子家庭の父の就職に有利となり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成校での受講期間のうち一定期間について高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練が修了した後に修了支援給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にした。 ・給付件数 48件	A	これまで、受講中であっても、前年もしくは前々年の所得が要件を満たさなくなった場合、当該給付金が打ち切りとなり、支援が途切れる場合があった。	前年もしくは前々年の所得が要件を満たさなくなった場合でも、1年に限り支給を継続できるように見直す。	拡充		子育て給付課
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親が、より良い条件で就職することを支援するため、高卒認定試験合格のための指定講座修了時、及び高卒認定試験合格時に受講費用の一部を支給するとともに、制度について周知を行った。	A	高校無償化等の影響もあり、対象者は減少傾向にある。	今後も事業の周知に努め、受講費用の一部を支給する。	継続		子育て給付課
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親及び母子・父子自立支援プログラムを策定し、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸付けた。 (貸付件数) ・入学準備金 9件 ・就職準備金 10件 ・住宅支援資金 12件	A	ひとり親家庭の生活の安定を図ることができた。	今後もひとり親の生活安定のため貸付けを行う。	継続		子育て給付課
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の父母等の病気などによる家庭機能の低下の事態に対し、家庭生活支援員を派遣し日常生活を円滑に営むための手助けを行うことにより、当該家庭の福祉の増進に努めた。 ・派遣実績 70件	A	ひとり親家庭の福祉の増進を図ることができた。	利用者の評価を可視化するため利用者にアンケートを行う。	継続		子育て給付課

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
	ひとり親家庭 等医療費助 成事業	・児童とその養育者の健康の保持及び生活の安定を図り、福祉の増進に寄与することを目的とし、ひとり親家庭や父か母に重度の障害がある家庭などの医療費を助成した。 【対象者】 健康保険に加入している方で、母子家庭、父子家庭、父か母に重度の障害がある家庭、父母がいない家庭などの児童(原則として高校卒業まで)とその養育者 【所得制限額】 ①父又は母等…192万円＋扶養1人につき38万円 ②扶養義務者等…236万円＋扶養1人につき38万円 ※①及び②をとともに下回ることが必要 【扶助費(令和5年度)】 ・金額(円) 330,952,262円 ・人数(月平均) 8,235人 ・件数(年間合計) 125,300件 ・一人当たり医療費(年額) 40,188円	A	人口減少等により年々受給者数は減少傾向にあるが、各種感染症の流行等により一人あたり医療費は例年に比べ増加傾向となった。	引き続き児童扶養手当受給者への医療費助成申請勧奨通知の送付により制度の周知を図る。 また、児童扶養手当の制度改正に合わせた所得制限額の引き上げを行う。	拡充		子育て給付課
	母子父子寡 婦福祉資金 の貸付	母子家庭の母、父子家庭の父及び児童、父母のいない児童及び寡婦に対し、修学資金、就学支度資金など12種類の資金の貸し付けを実施した。 (貸付実績) ・母子 151件 ・父子 12件 ・寡婦 2件	A	ひとり親家庭の生活の安定を図ることができた。	今後もひとり親家庭等の生活安定のため貸付けを行う。	継続		子育て給付課
	母子・父子自 立支援プログ ラム策定事業	児童扶養手当受給者に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得の取組等について状況把握を行い、自立支援プログラムを策定した。 ・策定件数 46件	A	就労支援について、専門性の高い職員がおらず、支援体制に課題がある。	専門性の向上について、方策を調査・研究する。	継続		子育て給付課
	母子福祉資 金等の利子 補給	福祉資金の貸し付けを受け、その年分の償還を完了した借受者に対し、利子補給を実施した。 ・給付件数 22件	B	1件当たりの利子補給額が減少している状況にある。	事業の必要性について検討する。	継続		子育て給付課
	ひとり親家庭 相談	福祉資金の貸し付け、就業などの生活一般について、ひとり親家庭の自立のための相談に応じ、必要な指導や助言を行った。 ・相談件数 2,387件	A	予定どおり実施できた。	今後もひとり親に対し、必要な指導や助言を行う。	継続		子育て給付課

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
施策7 高齢者や障害のある人の生活安定と自立支援								
⑪高齢者 や障害のある 人が安心して暮ら せる環境の整備	さがみはら成年 後見・あんしん センターにおける 事業	日常生活において、財産の保全又は 管理が困難な高齢者及び障害者等の 権利を擁護し、在宅生活の安定を図る ため、日常生活自立支援事業及び法人 後見事業を実施した。 ・書類等預かりサービス(高齢者3件、障 害者12件) ・福祉サービス利用援助・日常的金融管 理サービス(高齢者58件、障害者101 件、その他2件) ・法人後見受任 ※補佐・補助含む(高齢 者9件、障害者15件) ※令和6年3月末時点	A	利用者が近年増加傾向の中、 財産の保全又は管理が困難な障害 者・高齢者等の権利を擁護し、在宅 生活の安定が十分に図られており、 認知症等の症状が進んだ場合に、 成年後見制度等の必要なサービス につなげるなど、権利擁護に係る総 合的な事業の推進に取り組むこと ができています。 今後、更なる需要の高まりが予想 され、利用者のニーズも複雑化・多 様化する中で、専門員や生活支援 員の利用者の状況に応じたきめ細 やかな支援が課題となっている。	引き続き、判断能力が 十分でない認知症高齢 者等に対して福祉サービ スの利用援助や日常的な 金融管理等を実施すると ともに、関係機関との連 携の基、成年後見制度の 利用やその他の福祉 サービス利用へつなげら れるよう取り組む。	継続		高齢・障害 者福祉課
	シルバー人材 センターによる一般労働者 派遣事業	高齢者の就業機会を確保し、提供する ため、シルバー人材センターが、発注者 から業務を受注し、会員を発注者の事 業所などに派遣する方法により業務を 行う、一般労働者派遣事業を実施した。 ・受託実績 77件(63人の会員が派遣社 員として就業)	A	受注件数は微増しているものの、会 員の高齢化及び減少により発注先 からの要望に沿った人材の確保が 困難になりつつある	引き続き、業務の内容に より、請負業務と一般労働 者派遣事業とのすみ 分けを行い適正な就業に 努める。	継続		高齢・障害 者福祉課
	シルバー人材 センターによるワンコイン サービス(相模 シルバーそよ風サービ ス)事業	依頼者の快適な住環境等、生活の質的 向上の維持を図るため、地域貢献的な 生活支援サポート事業として、日常の暮 らしのちょっとした困りごとに対し、セン ターの会員が短時間で支援するワンコ インサービスを実施した。 ・受託実績 695件	A	朝のゴミ出し支援など、安価で気軽 に利用できるサービスである。発注 先の近くに住む会員がおらず、要望 に応えられないことがある。	一つひとつ親切、丁寧に 作業することで地域の信 頼を得て、また次の受注 に繋げることで、センター 及び事業を広く周知す る。	継続		高齢・障害 者福祉課
	相模原就職 面接会	雇用の創出、促進に向けて完全予約制 で面接会を開催した。令和5年9月8日、 令和5年11月29日に実施 ・求職者77人 ・面接100人 ・参加事業 数20社 ・採用8名(選考中1名)	A	県央での共催から本市域単体に変 更し橋本地区と相模原地区で実施 し、多くの参加者があった。	周知方法を更に検討し、 参加企業を増やし、より 多くの人の参加を図る必 要がある。	継続		産業支援・ 雇用対策課
	市営住宅入 居選考時優 遇措置	市営住宅入居者決定の際、選考時優遇 措置を実施した。 ・障害者世帯数 12世帯	A	障害のある人に住まいを提供でき た。	引き続き、実施する。	継続		住宅課
	シルバー人材 センターによる 生がいのための就労 の支援	臨時的かつ短期的な就業その他の軽易 な業務に係る就業を希望する高齢者の ための就業機会の確保及び提供を実施 した。 ・会員数 3,020人 ・受託件数 22,989件 ・就業延人員 235,378人	A	受託事業に関しては前年度実績を ほぼ維持できているが、会員の高 齢化及び減少により発注先からの 要望に沿った人材の確保が困難な ことがある。又、女性会員の比率が 少ないため、拡大が必要である。	高齢でも就業できる仕事 の確保及び職種の幅を 広げ、会員数の増加にも 繋げる取り組みを検討す る。 女性会員を増やすため、 女性向けセミナー等を開 催している。	継続		高齢・障害 者福祉課
	各種障害 サービスの窓 口業務	障害サービスの窓口において、ケース ワーカー等による相談、指導を実施し た。 (緑高齢・障害者相談課) ・身体知的福祉相談6,400件(緑) ・身体知的福祉相談1,469件(城山・津久 井・相模湖・藤野) ・精神保健福祉相談1,352件(緑) ・精神保健福祉相談1,108件(津久井) (中央高齢・障害者相談課) ・身体知的福祉相談13,682件 ・精神保健福祉相談4,158件 (南高齢・障害者相談課) ・身体知的福祉相談11,682件 ・精神保健福祉相談3,333件	A	性別にかかわらず、配慮を要する方 には必要な配慮を行ったうえで相 談、指導を実施した。	今後も継続して実施す る。	継続		緑高齢・障 害者相談課 津久井高 齢・障害者 相談課 中央高齢・ 障害者相談 課 南高齢・障 害者相談課
	口腔機能向 上事業	通いの場等の団体の元に歯科医師・歯 科衛生士が出向き歯の健康や口腔機 能に関する教室を開催。 実施回数:19回 延べ:331人	A	高齢者の団体や高齢者を支援する 人々に対し、歯科口腔保健に関す る正しい知識と口腔機能の維持向 上に向けた日常生活における取組 を啓発することができた。	引き続き事業を周知し、 事業利用を促していく。	継続		高齢・障害 者支援課

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
	もの忘れ相談	医師による認知症についての対応方法や医療などについての相談を実施した。 ・中央区、南区は月1回、津久井、緑区は隔月1回、開催1回につき2名定員 ・開催回数 22回 ・相談者数 延べ31人	A	性別にかかわらず、配慮を要する方には必要な配慮を行ったうえで実施した。	今後も継続して実施する。	継続		緑高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課
	障害福祉相談員による相談	市内障害児者福祉団体等から障害福祉相談員を設置し、市内の障害者及びその家族の実態を把握し、障害者の療育、生活等の相談に応じ、必要な助言等を行った。 ・障害福祉相談員 27人 ・実践活動 602件 ・相談助言 633件	A	相談員は、障害福祉団体等から推薦のあった身体障害者又は、知的障害者、精神障害者の当事者や保護者であり、身近に相談できる存在となっている。	引き続き業務を実施していく。	継続		高齢・障害者福祉課
	地域リハビリ相談事業	65歳以上の者で運動、口腔、栄養等に課題がある者に対して、生活機能の維持、向上に向けて相談・助言をした。 ・来所 23回/延べ23人 ・訪問 329回/延べ329人	A	前年度に比べ相談件数が増加。また、民間リハビリ職の活用も若干数ではあるが増加傾向であった。	引き続き地域包括支援センターと連携し、運動・口腔・栄養に関する課題や問題に対して専門職を派遣し、相談・助言を行っていく。また、民間リハビリ職の更なる活用も進めていく。	継続		高齢・障害者支援課
⑫高齢者や障害のある人の社会参加の促進	障害者スポーツ講座、障害者ふれあい文化講座	障害のある方を対象に各種講座を開催した。一部講座は、ZOOMによるオンラインと対面の同時開催で実施した。 ・障害者スポーツ講座 23回 505人 ・障害者ふれあい文化講座 9回 164人	A	オンラインの活用や事前申し込みなしで参加できる体験会など、障害のある方が参加しやすいように実施できた。 今後、更なる集客に向けた周知方法等が課題である。	引き続き、障害のある方などの更なる参加が見込める企画等の検討に取り組む。	継続		高齢・障害者福祉課
	老人福祉センター及びふれあいセンターによる高齢者福祉の向上	主に高齢者の福祉の向上に寄与するために運営した。(5施設) 各施設において、高齢者を対象とした教養・健康講座、生きがいづくりのための事業などを実施した。 ・年間施設利用者数 154,144人	A	令和4年度と比較すると利用者数は増加しているものの、新型コロナウイルス感染症の流行により高齢者の外出控えや団体の解散等の影響から、令和元年度以前と比較すると減少している。 高齢者の通いの場・集いの場として、さらに利用を促進する必要がある。	高齢者のニーズに沿った事業の開催や施設のPRを継続して行い、施設の利用人数の拡大を図る。	継続		高齢・障害者福祉課
	社会参加促進事業	精神障害者の社会参加促進のため、講座や研修を行った。 ・地域共生社会活動:精神障害当事者の障害理解に向けた一言メッセージのパネル展示やイベントに参加し舞台発表を行った。 ・リカバリー講座:2回 ・WRAP出前講座:3回 ・ピアサポーターフォローアップ研修:1回	A	教育・啓発が推進できた	引き続き精神障害者の社会参加促進のため、講座や研修を行っていく。	継続		精神保健福祉センター 緑高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課
	相模原市精神障害者地域交流事業	高次脳機能障害をテーマに講演会を実施した。近年、感染症拡大防止のためにオンライン形式の実施だったが、再び対面形式に戻った。当事者や家族、障害福祉サービス事業所の職員等が参加し、高次脳機能障害について理解を深めた。 ・参加者 111人	A	当事者や支援者など様々な立場から大変多くの参加者にきてもらうことができた。内容についても、支援者の専門家や当事者の声など話を直接聞く機会となり、有意義な講演を共有することができた。	引き続き、内容や参加状況を見ながら、意義ある啓発の機会として実施していく。	継続		高齢・障害者福祉課
	メンタルヘルス市民講座	令和5年8月25日、医師を講師とした市民向け講座「思いやりの心を育む〜知育アプリからスマホ依存まで〜」を開催(ユニコムプラザ)。参加人数39人。	A	性別にかかわらず、配慮を要する方には必要な配慮を行ったうえで実施した。	今後も継続予定。	継続		緑高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 精神保健福祉センター

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
	老人クラブによる地域貢献やスポーツ・レクリエーション活動	事業内容等(開催時間や回数)を変更し、新型コロナウイルス感染防止対策を行いながら、社会奉仕の日統一活動、友愛活動、及び各種スポーツ・レクリエーション事業等を実施した。 ・会員数 8,996人	A	令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業が中止となった。しかし、令和5年度は感染対策を踏まえたうえで、予定通り事業を実施することができた。今後、会員数減少及び会員の高齢化が課題となるため、加入促進を図る必要がある。	引き続き、若年会員の加入促進運動の推進、組織活性化のための充実強化を支援する。	継続		高齢・障害者福祉課
	高齢者地域活動支援事業	地域で活動などを行う団体と地域活動に参加意欲のある方をマッチングする機会を提供するため「50代から始める地域活動マッチング相談会」を開催した。健康に関する講演会及び市内の地域活動団体による活動紹介を行った。その後、地域活動団体による相談会(団体紹介や入会案内等)や体験会を行う2部構成とし、健康づくりと地域活動を結び付けた内容とした。 令和5年度 「50代から始める地域活動マッチング相談会」実績 ・参加者数: 42名(申込者46名、欠席者6名、当日受入1名、相談会のみ参加1名)	A	令和5年度は、令和4年度の開催実績を踏まえ、地域活動につながるよりよいマッチング機会を提供することができた。	引き続き、地域活動に参加意欲のある方と地域活動団体をマッチングできる機会を提供する。またマッチング相談会の回数を増加させる。	拡充		高齢・障害者福祉課
	シニアWebサイトの管理	「いきいきシニア応援サイト」の更新を行い、地域活動等に関する情報発信を行った。	A	必要に応じて「いきいきシニア応援サイト」の更新を行い、地域活動等に関する情報発信した。	今後も必要に応じ更新を行い、地域活動等に関する情報発信を行う。	継続		高齢・障害者福祉課
	市民大学(あじさい大学コース)	高齢者の仲間づくりと生涯の生きがいづくりを目的に、「あじさい大学コース」として健康・介護予防の知識の普及啓発、社会活動を行うきっかけづくり、講座で得た知識や技術を地域に還元できるような人材の育成を目的とした講座を開催した。 令和5年度 あじさい大学コース講座実績 ・前期: 4講座 受講者数: 125人(定員: 140人) ・後期: 5講座 受講者数: 141人(定員: 175人)	A	原則として3年ごとに、それまでの事業実績の検証を行うこととしており、見直し方法について検討する必要がある。	引き続き、健康・介護予防、生涯スポーツを中心に、様々な講座を開講し、仲間づくりや生きがいづくりを図る。	継続		高齢・障害者福祉課
施策8 市民の多文化理解の促進と外国人市民が暮らしやすい環境づくり								
⑬多文化理解・国際交流の促進	市民活動団体と連携した事業 [イベント、講座]	さがみはら国際交流ラウンジにおいて、国際交流や国際理解を深めるイベントや講座などを実施した。 【国際理解講座】 多文化共生パネルディスカッション テーマ「さがみはら外国人市民です！みなさんに一言伝えたい」 ・実施日: 10月1日 ・参加者: 50人 【さがみはら国際交流フェスティバル】 ・実施日 10月1日 ・参加者 約1,000人 【世界のひろば】 ・実施月: 4月・6月・8月・10月・12月・2月 ・実施回数 6回 ・参加者 延べ206人 【国際理解推進活動への外国人ボランティアの派遣】 公民館や学校等の依頼に基づき外国人ボランティア講師を派遣 ・実施回数: 12回(小学校・高等学校・保育園など) ・参加人数: 延べ336人	A	参加者を増やしていく必要がある。	市内の大学や企業、団体などと連携し、イベントや講座への参加促進を図る。	継続		さがみはら国際交流ラウンジ
	英語多読コーナーの充実	利用の多い初級・中級の資料を中心に、英語多読向けの資料を収集した。 ・冊数 25冊	A	為替による単価変動によって購入冊数に影響が生じやすい。	引き続き、資料の収集に取り組む。	継続		相模大野図書館

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
⑭外国人 市民が安 心して暮ら せる環境の 整備	情報提供の 推進	フェイスブックで外国語の情報発信を行なったほか、さがみはら国際交流ラウンジホームページで生活情報や行政情報、緊急時に必要な情報などを多言語でお知らせした。	A	情報提供ツールを拡充していく必要がある。	ホームページやフェイスブック以外にも多様な情報提供ツールについて検討する。	継続		さがみはら 国際交流ラ ウンジ
	市民活動団 体と連携した 事業 〔相談〕	さがみはら国際交流ラウンジにおいて、ボランティア及び行政書士による相談会を実施した。 【ボランティア相談会】 ・実施日：毎週火曜と金曜の午後1時から4時、第2第4土曜日の午後1時から4時 ・相談件数：208件 【行政書士相談会】 ・実施日：毎月第2土曜日午後 ・相談件数：22件 【通訳・翻訳ボランティア派遣】 ・通訳ボランティア：126件 ・翻訳ボランティア：49件	A	より多くの人に利用してもらう必要がある。	相談ボランティアの人材確保や相談に関わる各機関との連携を図る。	継続		さがみはら 国際交流ラ ウンジ
	「外国人相 談」、「外国人 法律相談」及 び「在留手続 相談」の実施	各区役所市民相談室において在留外国人に対する多言語での相談対応を実施した。また、中央区役所市民相談室にて出入国管理局横浜支局職員による「在留手続相談」を実施した。 【中央区役所市民相談室】 ・英語(月曜日)／フィリピン語(火曜日)／中国語(水曜日)／ベトナム語(木曜日)／スペイン語(金曜日)／ポルトガル語(金曜日) ・相談者数：438人 相談内容別件数：602件(法律相談及び在留手続相談含む) 【緑区役所市民相談室】 ・相談者数：0人 相談内容別件数：0件 【南区役所市民相談室】 ・相談者数：7人 相談内容別件数：7件	A	多くの在留外国人に利用いただけるような、より効果的な事業周知が課題である。	今後も引き続き広報媒体や手法について検討を進める。	継続	⑭ 56	区政推進課
	外国語版子 育てガイドの 発行	外国語版子育てガイドの新規発行は中止し、在庫の配布のみ行った。	C	外国語版子育てガイドは2年に1回の頻度で9か国語に翻訳して配布していたが、情報の更新や対応可能な言語が限定されていること課題となっている。	事業の見直しを行い、新規発行を中止して、多言語に対応しているホームページを活用することとする。 また、多言語に対応している市ホームページにアクセスしてもらえるよう、子育て情報のリンク先を掲載したチラシを多言語で作成し、配布することとする。	見直し		こども家庭課
	市民活動団 体と連携した 事業 〔防災関連事 業等〕	外国人市民の防災意識向上のため、防災関連事業を実施した。また、外国人に日本語を無料で教える日本語教室の支援(会場確保やボランティアの資質向上のための研修会の実施など)を行うことにより学習機会の充実を図った。 【外国人支援相談窓口設置及び災害情報収集・発信訓練】 ・開催日：2月2日 ・参加人数：18人 【日本語ボランティア養成講座】 ・実施回数：10回 ・参加人数：延べ242人	A	より多くの人に利用してもらう必要がある。	ホームページやフェイスブックなどを活用し、学習機会の周知を図る。	継続		さがみはら 国際交流ラ ウンジ
	日本語初級 講座の実施	日本語ボランティア団体が対応しにくい日本語最初心者を対象に、日本で暮らすうえで最低限必要な日本語を身に付けるための講座を実施した。 【日本語初級講座】 ・実施回数30回 ・参加人数：延べ258人	A	より多くの人に利用してもらう必要がある。	ホームページやフェイスブックなどを活用し、学習機会の周知を図る。	継続		さがみはら 国際交流ラ ウンジ

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
⑮外国につながる子どもへの学習支援	ALT派遣事業	61人のALTを市内の中学校・小学校に配置し、授業やその他の活動を通して、国際理解を深めた。	A	ALTの配置により、学習した内容をネイティブ・スピーカーに対してただちに実体験することができ、楽しみながら外国語に触れたり、外国の生活や文化などに親しむとともに、自国の文化と伝統を理解する契機となっている。	今後も継続して、ALTの派遣を行う。	継続		学校教育課
	日本語巡回指導講師、日本語指導等協力者の派遣	日本語が理解できないために学校生活や学習に支障をきたしている児童・生徒に対し、日本語指導講師や日本語指導等協力者を派遣し、指導・支援を行った。 〔派遣回数〕 日本語巡回指導講師 3645回 日本語指導等協力者 989回	A	日本語指導講師や日本語指導等協力者の派遣による指導・支援によって、日本語能力の向上や学校生活への適応を図れた。	今後も取組を継続していく。	継続		学校教育課
施策9 性的少数者への理解促進と支援に向けた取組の推進								
⑯性自認や性的指向に関する理解の促進	パートナーシップ宣誓制度	互いが人生のパートナーであることを宣誓した性的少数者のカップルに、パートナーシップ宣誓書受領証を交付した。 宣誓件数 36件 都市間連携件数 1件 (令和5年度末時点)	A	性的少数者の自分らしい生き方を後押しし、性の多様性に関する社会的な理解を促進した。	都市間連携を広げ、手続きの利便性を上げるよう努める。	継続		人権・男女共同参画課
	性の多様性啓発リーフレットの配布	性の多様性の在り方について市民等へ周知するため、啓発リーフレットを配布するとともに、市HPで広く公開した。	A	性の多様性のあり方について、市民へ周知することができた。 また、教職員から、パンフレットをきっかけに、性的少数者の児童生徒への理解を深める必要に気づいたという声が届いている。	引き続き当該リーフレットによる周知啓発を実施するほか、令和2年8月に策定した「性の多様性を知り、適切な対応をするための相模原市職員ガイドライン」に基づき、市職員等に対し、性の多様性に関する理解を促進するとともに、状況に応じた適切な対応を促す。	継続		人権・男女共同参画課
	性の多様性の理解促進に係る講演会・講座	男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)において、性の多様性に関する講演会を開催した。 ・開催数 6回 ・参加者数 99人	A	地域の大学や当事者団体と共に、性的少数者の自分らしい生き方を後押しし、性の多様性に関する社会的な理解を促進する事業を実施した。	引き続き、講演会等の開催を通じて、性の多様性に関する社会的な理解を促進する。	継続		人権・男女共同参画課
	家庭向け性教育読本の発行	家庭用性教育読本「さわやか」を小学校及び義務教育学校4年生保護者に配布し、ダイジェスト版については、全学年の保護者が閲覧できるように教育センターホームページに掲載した。	A	毎年、関係各課と連携し、最新情報を提供することができている。	配付を廃止し、ホームページにて全ページが閲覧できるような形にする。	継続	⑮ ⑳	教育センター
⑰性的少数者への支援体制の充実	LGBTsクローズドミーティング	男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)において、性的少数者の方やその家族が、安心して自分を語ることでできる交流会を開催した。 ・開催回数 5回 ・参加者数 37人	A	参加者について、前年度から9人の増加となった。	当事者と家族にとり心理的な支援の機会となっているため、プライバシーに配慮しつつ継続していく。	継続		人権・男女共同参画課

基本方針Ⅱ 男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現

施策の基本方向3 生涯を通じた健康保持増進への支援

【主な取組及び方向性】

健活チャレンジなど自発的な健康づくりの促進や啓発事業の実施のほか、人工芝軟式野球場の整備やスポーツ活動等の機会の提供等を通して、ライフステージに応じた健康づくりの支援に取り組むとともに、薬物使用等の防止に関する啓発活動等、健康をおびやかす問題への対応を図った。

また、妊娠・出産に関する健康支援としては、こにちは赤ちゃん事業における伴走型相談支援事業の本格的な実施のほか、各種相談事業や健康診査等、きめ細やかな対応を行った。

誰もが希望に応じて個性と能力を発揮する男女共同参画社会を実現していくためには、その基盤としての健康づくりや妊娠・出産などのライフイベントに応じた支援は非常に重要である。引き続き、一人ひとりが自分自身のライフステージに応じて健康の保持増進を図ることができるよう、男女の身体や生活習慣の違いに留意して健康づくりの支援に取り組むとともに、地域において安心して子どもを産み育てることができるよう支援していく必要がある。

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
施策10 生涯を通じた健康づくりの支援								
⑩ライフステージに応じた保健事業の充実	男女共同参画による健康支援事業	男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)において、男女がともに心と体の健康を、日常生活の中で維持・増進できるように知識や技術を習得する学習機会を提供した。 ・開催数 1回 ・参加者数 30人(女性25人 男性5人)	A	健康増進に対する意識の向上の促進を図った。	今後もテーマ等を検討しつつ事業を継続していく。	継続		人権・男女共同参画課
	市民が主体となった健康づくりの推進	「健康づくり普及員連絡会」「相模原市食生活改善推進団体わかな会」「さがみはら市民健康づくり会議」等の市民団体と連携し、市民が主体となった健康づくりに関する様々な事業を実施したほか、地域で活動する人材を育成した。 ・わかな会への栄養改善事業実施委託(生活習慣病予防等)(実施回数:71回/参加者数(延べ):2,971人) ・健康づくり普及員連絡会への地域づくり普及事業委託 市内27地区の各協議会で実施。(実施回数:275回/参加者数(延べ):13,456人) ・さがみはら市民健康づくり会議への健康づくり推進事業委託 ラジオ体操・みんなの体操指導者養成講習会の実施(参加者数:66人)、ラジオ体操・みんなの体操講習会の実施(参加者数:48人)、健康づくり啓発事業の実施(参加者:95名)、健活!さがみはら健康フェスタ2023の実施(参加者数:約750人)	A	令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施回数や参加者数が減少していたが、コロナ禍以前の事業実績に戻りつつある。	イベントの実施に当たっては、効果的な場所の選定や他のイベントと合同で実施するなど、運用方法について検討していく。	継続		健康増進課
	健活!チャレンジ	身近で気軽な健康づくり活動の習慣化を図るため、ウォーキングなどの健康づくりに取り組んだ市民等に対して抽選で景品を贈る「健活!チャレンジ」を実施した。 ・合計参加者数(延べ) 7,446人 ・アプリコース参加者数(延べ) 6,851人 ・レポートコース参加者数(延べ) 595人	A	・目標である参加者1万人の目標を達成できていない。 ・全体の参加者に占める20～30代の割合が低く、参加を促す仕組みが必要である。 ・新規で実施したグループ部門の参加数が少ない	・参加者数を増加させるために周知先を拡大 ・グループ部門の参加グループを増やすために企業に向けた周知を増やす	継続		健康増進課
	歯と口腔の健康づくり	成人歯科健診、口腔がん検診、歯科健康相談等を実施した。 また、普及啓発事業として、市歯科医師会との連携により「高齢者のよい歯のコンクール」「大学生向け歯科保健指導」等を実施したほか、歯と口腔の健康週間等における庁舎への啓発パネルの展示等を実施した。 【成人歯科健診】受診者:2,908人 【口腔がん検診】受診者:247人	A	お口の健康診査:40歳の歯周ポケット有する人が増えているが、若年層(40歳未満の成人)への対応ができていない。	お口の健康診査:対象の見直し・診査項目等について、市歯科医師会と意見交換していく。	継続		健康増進課

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
	女性の健康 教室	・女性の健康教室を実施した。 実施回数:1回 参加者数:66名	A	医師の講演としたことで、参加者数 が大きく増加した。女性の心と身体 の変化を理解し、対処を学ぶ場とし て成果がある。	より幅広い世代の参加者 が得られるよう、インター ネットによる申込方法の 導入や周知の強化を行 う。	継続		中央保健セ ンター
	・生活習慣病 予防教室 ・病態別健康 教育 ・成人栄養相 談	・生活習慣病予防教室 実施回数(全市):12回 参加者数(全 市):104名 ・病態別健康教育 実施回数(全市):3回 参加者数(全 市)160名 ・成人栄養相談 実施回数(全市):72回 相談者数(全 市)122名	A	コロナで中止していた病態別健康教 育を再開できた。その他の事業につ いても参加者が増加した。参加者は 増加しているが充足率が低いため、 事業の周知方法等について、検討 が必要である。	健康寿命延伸のため生 活習慣病予防は重要で あることから、継続して実 施する。	継続		中央保健セ ンター
	骨粗しょう症 予防事業	・通常開催 実施回数(全市):10回 参加者数(全 市):303名 ・オンライン併用開催 実施回数(全市):2回 参加者数(全 市):47名	A	参加者数が減少傾向にあり、またリ ビーターや60歳以上の参加者が多 い。無関心層や若年層の参加を増 やす必要がある。	日程やオンライン開催回 数の見直しを行い、出張 による実施を増やすこと で、無関心層・若年層へ の普及啓発を行う。	継続		中央保健セ ンター
	がん予防普及 啓発	・乳がん:ピンクライトアップ、子育て世 代への乳がんグローブとリーフレットの 配布、横断幕・懸垂幕・のぼり旗設置、 SNS・市内大型ビジョン・広報紙での情 報発信、施設ロビーでの展示 ・子宮頸がん:横断幕・のぼり旗設置、 市内大学へのリーフレット等の配布、施 設ロビーでの展示、はたちのついで のノベルティ・ポスター配架(3か所)	A	がん検診の受診率向上も図れており 効果も出ている。	引き続きがん好発年齢で ある若年層、働き盛り層 に向けた効果的な啓発に ついて研究しつつ事業継 続していく。	継続		健康増進課
	生活習慣病 予防運動教室	・生活習慣病予防運動教室 実施回数(全市):40回 参加者数(全 市):延べ294名 ・出張型生活習慣病予防運動教室 実施回数(全市):10回 参加者数(全 市):延べ163名	A	拠点型の教室は運動に対する意欲 関心が高い層の参加が中心である。 ターゲット層へのアプローチの 拡大が必要である。	ターゲット層へのアプ ローチを強化するため出 張型(委託)に実施方法 を変更する。関係団体 (市内事業所・PTA等)で の事業PRやちらし配布等 を行い積極的な事業周 知を図る。	継続		中央保健セ ンター
	いきいき百歳 体操	新規団体の立ち上げ支援及び住民主体 の団体への継続支援を実施した。 ・登録団体数:311団体(新規25団体) ・参加者数:5,049人	A	継続して新規団体の拡充を図ること ができた。 定期的な団体支援に向けた民間リ ハビリ職との連携について検討が 必要である。	引き続き新規団体の拡充 に努める。	継続		高齢・障害 者支援課
⑨スポーツ 活動等の 支援と充実	多様なスポー ツ教室の充実	スポーツ・レクリエーション機会の充実を 図るため、次の事業等を実施した。 ・わくわく親子水泳講座(総合水泳場 58組) ・幼児親子運動体験会(相模原ギオンア リーナ 7組) ・親子で運動遊び(ほねごりアリーナ10 人)	A	スポーツ施設での子育て世帯を対 象とした教室は参加率が伸び悩ん でいる傾向にあるため、より参加し やすいような環境づくりが必要で ある。	実施している教室への参 加率向上につながる方策 を検討するとともに、ニー ズを踏まえた新規事業を 検討していく。	継続		スポーツ施 設課
	・相模原市総 合型地域ス ポーツクラブ 懇談会 ・総合型地域 スポーツクラ ブ支援・PR事 業	・PRイベントの検討及び各クラブの意見 交換の場として懇談会を開催(出席:9ク ラブ) ・各クラブの周知を図るPRイベントとし て、2月に市内各所で各クラブによるス ポーツ体験会を実施(参加:10クラブ、 270人)	A	PRイベントの参加者数増加に向け た検討が必要。	SNSなどの活用により、 PRイベントの周知方法を 検討する。	継続		スポーツ推 進課
	快適なスポー ツ施設の整備	スポーツ・レクリエーションパークの人工 芝軟式野球場の整備、相模原ギオンア リーナのおむつ交換台等の整備、相模 原ギオンスタジアムのLED照明修繕等、 安全で快適に利用できる施設となるよう 整備を行った。	A	様々な世代が利用しやすい環境整 備を進めていく必要がある。	利用者が施設を快適に 利用することができるよ う、施設の整備に取り組 んでいく。	継続		スポーツ施 設課
	スポーツ団 体・選手への 支援	相模原市スポーツ大会出場奨励金を交 付した。 ・175件(486名)、約262万円	A	障害者競技大会参加者奨励金との 一本化に向けて、要綱の改正等に 着手した。	運用上の細かな課題の 整理を進めつつ、奨励金 制度自体の在り方の見 直しを検討する。	継続		スポーツ推 進課

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
	スポーツ推進委員のニュースポーツ指導・普及活動	スポーツレクリエーション講習会を開催した。(各区1回ずつ計3回、40人程度参加)	A	コロナ禍前の回数で開催できたが、区ごとで参加人数に差があることが課題である。(南区は多いが、緑区は少ない)	広報誌やSNSなどの活用により、全体的な参加者を増やす。参加人数が少ない区ではそれに加えて関係箇所へチラシを配架するなど追加の周知を行う。	継続		スポーツ推進課
	さがみはらネットワークシステムにおけるスポーツ情報の連携・充実	システム利用の推進を行い、市民のスポーツ利用の機会の増加に努めた。 ・登録件数 12,660件	A	新設した施設の予約申し込みの受付等をシステムにて行えるようにし、利用の促進に寄与した。	システムの安定的な運用を行い、市民のスポーツ利用の機会増加に努めていく。	継続		スポーツ施設課
施策11 妊娠・出産に関する健康支援								
②0妊娠・出産・子育てにおける支援の充実	子育てガイドの発行	子育て家庭の利便性の向上のため、母子の医療・健康に関する情報、各種手当・助成制度などの子育て情報をまとめた「子育てガイド」を発行した。 ・25,000部発行	A	市内の住民登録関係の窓口等や子育てに係る業実施の際に、子育て世帯に対して配布を行うことができた。	電子媒体の活用状況も確認しながら、引き続き実施する。	継続	②0 ⑤0	こども家庭課
	ソレイユさがみ女性相談事業	女性を取り巻く様々な問題について相談業務を行うとともに相談内容に応じた情報提供を行った。 ・相談件数 2,344件 (うち子育て問題12件 0.5%)	A	相談件数は年々増加している中、様々な相談に対し、適切に対応できた。	今後も相談しやすい環境づくりに努める。	継続	②0 ④9	人権・男女共同参画課
	おやこひだまり相談室	継続的にきめ細かな指導が必要な児童と保護者に対し、心理相談員、保育士、保健師が相談を受け、児童の発達促進及び育児支援を実施した。 ・相談件数 312件	A	心理職による個別的な育児相談の場で、ニーズも高い	対象に妊婦を含めた試行実施を踏まえ、評価を行う。	拡充	②0 ④9	緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター
	こんにちは赤ちゃん事業	児童虐待の早期発見・対応及び予防に結びつけることを目的に生後4か月までの乳児がいる家庭を母子訪問相談員・保健師が訪問し、心身の状況・養育環境等の把握や育児不安・悩み等に対する助言及び子育て支援に関する情報の提供を実施した。 R5.2伴走型相談支援事業の開始に伴い、子育て応援ギフトを確実に申請してもらえるように案内した。 ・訪問実績件数:3,902件	A	伴走型相談支援事業の開始に伴い訪問率は上昇している。全数訪問を原則としているため、虐待防止の視点も意識しながら児の発育発達、母の産褥状況、養育環境を確認し、育児に関する相談に応じていく必要がある。	引き続き全家庭へ訪問することを目標に取り組みを進める。	継続	②0 ④9	緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター
	母子保健相談	妊娠・出産や育児等に関して保健師等が電話や所内面接により助言指導を実施した。 ・庁内相談件数 2,556件 ・電話相談件数 1,147件 ※城山・津久井・相模湖・藤野担当は、庁内育児相談のみ指定日に行う。	A	身近な相談場所として機能している。	身近な相談場所として機能しており、今後も相談事業を実施する。	継続	②0 ④9	緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター
	子どもとその家庭についての相談	子どもやその家族の総合相談を行った。 相談件数 ・児童虐待 1,416人 ・児童虐待以外 743人	A	相談件数が若干減少しているが、専門的な支援を要することが増えている。職員の資質の向上に向けた研修の充実を図るとともに、市区町村こども家庭総合支援拠点として、子ども虐待の発生防止や早期発見、在宅支援の強化を担っていく必要がある。	引き続き市民に身近な相談窓口として、子どもやその家族の総合相談を行い、児童虐待の相談、通告を一義的に受ける役割を担う。	継続	②0 ④9	緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター
	児童に関する専門的な相談・支援、児童虐待への対応	児童に関する相談・支援、安全確認等を行った。 ・育成相談 188件 ・養護相談 73件 ・障害相談 1,360件 ・保健相談 1件 ・非行相談 35件 ・虐待相談 1,673件 ・その他相談86件	A	職員を増員し、より多くの相談を受けることができた。 経験年数の浅い職員が対応を行うことも増えたため、対応に苦慮する場面も生じている。	引き続き、児童に関する相談・支援、安全確認等に努める。	継続	②0 ④9	児童相談所相談支援課

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
	青少年教育 相談の実施	中央相談室・南相談室・城山相談室・相模湖相談室について、青少年教育カウンセラーが相談者の来所および電話による教育相談を実施した。「不登校」「登校渋り」に関する相談が最も多く、全体の約63%となっている。 ・相談件数 16,822件	A	相談内容が多岐にわたっており、また一つ一つの相談内容が複雑化する傾向があるなか、教育相談に関する支援を実施できた。	不登校等の未然防止や早期対応を図れるようさらなる相談体制の充実を図っていく。	継続		青少年相談センター
	ファミリー・サポート・センター事業	「子育ての手助けを受けたい利用会員」と「子育ての手助けを行いたい援助会員」を結びつけ、援助会員による子どもの預かりや送迎などのサポートを行った。 (令和6年3月末現在) ・会員数 3,452人 ・利用会員 2,690人 ・援助会員 695人 ・両方会員 67人 ・活動件数 8,008件	A	利用会員と比べて援助会員の登録者が伸び悩んでいるため、子育て支援に意欲のある人への周知等、援助会員の登録者を増やすための取組を進める。	今後も継続してファミリー・サポート・センター事業を実施する。	継続	②④⑨	こども家庭課
	妊婦健康診査	妊婦と胎児の健康管理及び経済的負担の軽減のため、医療機関等で実施する妊婦健康診査に対し費用を助成した。 ・補助限度回数16回(合計90,000円)※多胎妊婦に対しては補助限度回数19回。(合計105,000円) ・受診者数 延51,097人	A	妊娠届出をした全ての妊婦に、母子健康手帳と妊婦健康診査の補助券を交付し、保健師が面談を行っている。個別の事情に合わせた情報提供や必要な支援につなぐなど、安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えられるよう支援を行った。	今後も継続して妊婦健康診査に対する費用助成を実施する。	継続		こども家庭課
	新生児聴覚検査	新生児等の聴覚障害を早期に発見し、適切な治療や支援を行うことにより、音声言語発達等への影響を最小限に抑えられることから、そのスクリーニング検査に必要な費用を助成した。 ・検査件数 3,527件	A	新生児の聴覚の異常を早期に発見することで、早期支援につなげることができた。検査を取り扱っていない施設で出産した場合の早期受検勧奨が課題である。	今後も継続して検査費用に対する費用助成を実施するとともに、未受検者への勧奨を行っていく。	継続		こども家庭課
	訪問指導(妊産婦)	妊娠届出や出生連絡票等により、必要な指導を保健師や母子訪問相談員(保健師、助産師、看護師)が家庭訪問により実施した。 ・訪問指導件数 4,240件(延)	A	保健師等の家庭訪問によるきめ細かい対応ができた。	安心して育児ができるよう、引き続き取り組みを継続する。	継続		緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター
	母親・父親教室	妊娠・出産または育児に関する知識及び技術の指導を行った。 開催数38回 参加延人数1391人	B	対象者に、妊娠・出産または育児に関する知識及び技術の指導を行っているが、夫婦での参加が増え、土曜開催希望の意見が多い。	母子健康手帳交付時などに周知を継続して実施する。土曜開催の開催数について検討していく。	拡充		緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター
②不妊・不育に関する支援	特定不妊治療費助成事業	保険適用開始以前に治療を開始し、令和4年度中に終了した治療について、申請期限(治療終了日から数えて60日以内)が令和5年度中にかかる申請について、治療に要した費用の一部を助成した。 ・助成件数 16件	A	令和4年4月1日から保険適用が開始した不妊治療について、保険診療への円滑な移行を支援し、保険適用開始以前に開始した夫婦等の経済的負担の軽減を図ることができた。	令和4年4月1日より不妊治療の保険適用が開始され、国の助成制度内の助成対象治療が令和4年度中に終了した治療であり、本市の定める申請期限も令和5年度内に到達することから、事業を終了するため。	廃止		こども家庭課
	ソレイユさがみ女性相談事業	女性を取り巻く様々な問題について相談業務を行うとともに相談内容に応じた情報提供を行った。 ・相談件数 2,344件 (うちこころ・からだ848件 36.2%)	A	様々な相談に対し、適切に対応できた。	今後も相談しやすい環境づくりに努める。	継続		人権・男女共同参画課

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
施策12 健康をおびやかす問題への対策の推進								
②HIV(エイズ)及び性感染症予防対策の推進	HIV(エイズ)等相談事業	HIV(エイズ)等相談を実施した。 ・電話・面接による随時相談 590件 ・月2回検査 相談 586件	A	梅毒の流行継続に伴い相談数が増加した。また検査申込の充足率も高く、予約枠を拡大したため検査実績もR5においてコロナ禍前の水準となった。	今後も引き続き受検者の利便性等を考慮した相談・検査を実施する。	継続		疾病対策課
	HIV(エイズ)等無料匿名検査の実施	月2回、HIV(エイズ)等無料匿名検査を実施した。 ・HIV: 586件 ・梅毒: 573件	A	検査申込の充足率が高く、予約枠を拡大した。検査実績もR5においてコロナ禍前の水準となった。 事業は継続して実施するが、検査会場の確保や医師等専門職スタッフの確保が課題となっている。	今後も引き続き受検者の利便性等を考慮した検査を実施する。 検査事業の安定継続のため、民間事業者への委託を含めた、人員体制の確保を検討する。	継続		疾病対策課
	HIV(エイズ)等予防講演会の開催	実施なし	C	感染症対応や研修が重なり実施できなかった。	その時々における最新トピックスをテーマとした講演会を実施する。	継続		疾病対策課
	HIV(エイズ)をはじめとする性感染症予防に関する講座の開催	市内の中学生・高校生を対象に「青少年エイズ・性感染症予防講演会」を実施した。 ・開催回数 18回 ・参加者数 2793名(オンライン参加含)	A	中高生に対し、性感染症予防の啓発を行う機会であり、本事業の必要性は高く、令和5年度は学校への事前アンケートに基づいた性感染症内容について講演を実施した。参加者からは概ね好評であったが、今後も講演内容については学校の実情や方針と学習指導要領との整合調整が必要である。	性感染症に対する偏見やまん延を防ぐため、より適切な講演会を実施できるよう、引き続き講演内容や回数は適宜見直す。また学校や教育部局との調整にも努める。	継続		疾病対策課
	啓発冊子等の配布	市内関係機関及び検査会場等でパンフレット等普及啓発物品を配布した。	A	性感染症に対する正しい知識や対処方法について、検査会場や市内関係機関にて啓発することができた。	引き続き性感染症に対する正しい知識や対処方法について、継続的な普及啓発活動を行う。	継続		疾病対策課
③健康をおびやかす問題に関する教育・啓発の充実	薬物乱用防止に関する街頭啓発活動	市民若葉まつり会場やJR橋本駅、相模大野駅の駅頭において薬物乱用防止街頭キャンペーン事業を実施し、啓発物品の配布や薬物見本の展示等を通して、薬物の危険性について周知を行った。	A	人通りが多い場所での開催であったため幅広く啓発を行うことができたが、若年層の薬物汚染が深刻になっている現状を鑑み、若者世代への周知を強化していく必要がある。	若者が多く集まるイベント会場において活動を行うなど、今後も薬物乱用の状況に対応した普及啓発活動を継続的に行う。	継続		地域保健課
	薬物乱用防止講習会	市民等からの薬物に関する相談に携わっている関係者等に対して、薬物乱用防止に関する知識及び情報を提供することを目的に開催した。 ・開催回数 年1回 ・参加者数 83名	A	大麻の使用や近年増加傾向にあるオーバードーズなどの問題について、関係者との情報共有を図ることができた。	薬物乱用の状況に即した情報提供・普及啓発活動を継続的に行う。	継続		地域保健課
	薬物乱用防止連絡会	関係行政機関及び団体が連携し、効果的な薬物乱用防止対策の推進を図るため、連絡会を書面開催にて実施した。 ・開催回数 年1回 ・参加団体 32団体	A	各団体が実施した活動内容等について情報共有を行ったことにより、効果的な薬物乱用防止対策の推進につなげることができた。	薬物乱用の状況に対応した情報の共有化を継続的に行う。	継続		地域保健課
	薬物乱用防止教室	神奈川県薬物対策推進本部が作成した「薬物乱用防止教育・啓発プログラム」に基づき、神奈川県からの依頼を受けて学校等において開催される薬物乱用防止教室に講師を派遣するもの。 ・令和5年度は県からの依頼なし	C	令和5年度は依頼がなかったが、オーバードーズなど近年の薬物汚染のトレンドを取り入れることや、市薬剤師会などの他団体と連携して教室を開催することなど、内容の充実を検討する必要がある。	県の依頼に基づき、適切に対応する。	継続		地域保健課
	個別健康教育(禁煙)	・個別の健康教育(喫煙):禁煙チャレンジコース 支援対象者(全市):14名 (うち禁煙成功5名、中断7名、次年度支援継続2名)	A	令和3年度より参加者数が増加しており、禁煙成功者も複数出ている。他事業で周知し、支援につながったケースがある。	今後も事業周知を継続し、地区担当保健師の支援力向上(ケースカンファレンスや研修等)を行い、禁煙成功者の増加を目指していく	継続		中央保健センター
	たばこに関する正しい知識や禁煙に関する普及啓発、受動喫煙防止のための取組	・普及啓発(横断幕設置、施設ロビーでの展示、各機関へのポスター配布、SNS情報発信、広報誌への掲載) ・未成年者への防煙教育及び喫煙・受動喫煙防止の普及啓発:実施校:2校、参加者数:265名 ・受動喫煙防止について、子育て支援センターと協働し、母親父親教室での普及啓発を実施。	A	母親父親学級では家族の健康を守る意識が高まっている世代に向けて、効果的な普及啓発が実施できた。 高校生への普及啓発は実施できたが、啓発方法を検討し、幅広い世代へ情報発信をしていく必要がある。	未成年者への教育や受動喫煙防止の普及啓発を継続しつつ、イベント等多くの人が集まる場所での啓発も検討していく。	継続		健康増進課 中央保健センター 緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター

基本方針Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

■成果指標

(指標番号7) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方に反対する市民の割合

目標値 (年度)	基準値 (年度等)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
80.0% (R9)	57.0% (H30)	57.0% (H30.6)	57.0% (H30.6)	68.1% (R5.2)	68.1% (R5.2)				

【成果指標の状況について】
不定期実施の調査による指標のため、数値に変更なし。

■事業の実施状況

総事業数：24事業（100%）			
A	B	C	X
[予定どおり実施]	[概ね予定どおり実施]	[実施できなかった]	[コロナによる中止 又は延期]
24事業（100%）	0事業（0%）	0事業（0%）	0事業（0%）

■事業の今後の進め方

総事業数：24事業（100%）			
拡 充	継 続	見直し	廃 止
1事業（4%）	23事業（96%）	0事業（0%）	0事業（0%）

基本方針Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

施策の基本方向4 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識の改革【重点項目】

【主な取組及び方向性】

男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)を中心とした各種講座や啓発事業等、さがみはら男女共同参画推進員と連携して作成している啓発誌「ともに」による啓発など、男女共同参画の意識形成に向けた取組を進めた。近年、男女共同参画社会の意識は醸成されつつあるが、人々の意識に根付いた性別による固定的な役割分担意識や性差による偏見の解消に向けて、更なる意識の醸成と行動変容を図っていくためには、様々なステークホルダーの自主的な取組を促進するような情報発信、啓発活動に取り組んでいく必要がある。

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
施策13 男女共同参画の意識形成に向けた広報・啓発の推進								
⑭男女共同参画意識の醸成	男女共同参画社会を目指した意識啓発事業	男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)において、男女共同参画社会づくりの必要性に気づくことを目的とした講座等を開催した。 ・開催数 22回 ・参加者数 289人(女性210人 男性78人 不明1人) 同センターにおいて、男女共同参画フォトコンテストを開催した ・参加者数 142人(女性77人 男性65人)	A	講演会やフォトコンテスト等を通して、男女共同参画意識の啓発を図った。	男女共同参画社会実現のため、あらゆる機会を捉えて固定的性別役割分担意識の解消に向けた事業の実施や、若年層への男女共同参画意識の啓発に取り組む。	継続		人権・男女共同参画課
⑮市職員の意識向上の促進	相模原市職員への意識啓発	人権・男女共同参画職場推進員を設置し、それぞれの職場において人権・男女共同参画を推進するための意識啓発を行った。 また、人権・男女共同参画職場推進員を対象とした「相模原市人権・男女共同参画職場推進員の手引き」を見直し、全職員を対象とした「相模原市職員のための人権・男女共同参画推進のための手引き」を作成した。	A	市職員全体が、市政のあらゆる分野において、人権尊重及び男女共同参画の視点が浸透されるよう、また、刊行物等をより分かりやすく作成するための一助となるよう、「相模原市職員のための人権・男女共同参画推進のための手引き」を作成し、全職員に対する意識啓発を行うことができた。	引き続き、職員への意識啓発に努める。	継続		人権・男女共同参画課
施策14 多様な主体と連携した広報・啓発の推進								
⑯多様な主体と連携した広報・啓発の推進	さがみはら男女共同参画推進員と連携した情報誌「ともに」の発行	男女共同参画についての認識を多くの市民に広めるために、さがみはら男女共同参画推進員と連携し、啓発誌を発行した。 ・年2回、各号7,000部 第74号(10月) 第75号(4月)	A	女性が活躍する事業所や団体に送付するとともに、金融機関などに配架を依頼して幅広い層への配布に努め、若年層の性暴力予防や男女共同参画による防災などへの理解を広めた。	最新の情報、動向等を踏まえ、引き続き情報発信に努めていく。	継続		人権・男女共同参画課
	ソレイユさがみにおける共催事業の実施	男女共同参画に関する事業を事業所や地域団体等と連携して実施した。 ・共催事業 28本 ・参加者 1071人(女性700人 男性310人 61人)	A	就業関係や福祉等、多様な分野において、様々な団体等と連携しながら事業を実施することができた。	男女共同参画を一層推進するために、企業、地域団体、市民等の多様な主体と連携しながら、今後も事業を展開する。	継続		人権・男女共同参画課

基本方針Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

施策の基本方向5 教育・学習の場における男女の人権尊重と男女平等の推進

【主な取組及び方向性】

学校教育においては、人権・福祉教育を推進する中、教職員向けに男女共同参画社会の実現に向けた人権教育の推進をテーマに人権教育指導資料集を作成したほか、職場体験支援事業や性教育読本の掲載等、人権尊重と男女平等という視点での教育を実践した。また、生涯学習の場面においては、公民館における女性学級や講座等に継続的に取り組んだ。

令和6年3月に「相模原市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、人権教育・啓発の更なる推進が求められる中、引き続き、学校教育、生涯学習等、様々な場面において、人権尊重、男女平等の理念についての教育・啓発により一層取り組んでいく必要がある。

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
施策15 教育・学習による男女平等の推進								
⑦学校教育における男女平等教育の充実	小中学校等向け啓発事業	男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)において、市内の公立小中学校へ出向いて、講義や児童生徒との対話を行うなど、子どもの頃から男女共同参画への理解を深める事業を実施した。 ・3校 ・795人	A	小中学校への出前事業を実施し、子どもたちに対する意識啓発を図ることができた。	子どもたちが個性と能力を発揮できる大人に育つよう、今後も引き続き子どもの頃から男女共同参画への理解を深める取組を実施する。	継続		人権・男女共同参画課
	男女共同参画啓発冊子「こんな子いるよね」発行	男女共同参画教育参考資料を作成し、効率小学校、義務教育学校5年生へ配布した。 資料 こんな子いるよね 配布先 公立小学校71校 配布部数 5,990部	A	基礎的な内容が記載されており、特別活動や道徳の時間に利用されている。	小学5年生を対象にしたわかりやすい資料であることからため、今後も継続して実施していく。	継続		人権・男女共同参画課
	児童・生徒に対する男女平等教育に関する取組	8月に教員向けの「人権教育指導資料集Vol.6～男女共同参画社会の実現に向けた人権教育の推進～」を発行し、児童生徒への指導に生かすよう周知を図った。	A	発行した人権教育指導資料集を訪問研修等で周知し、児童生徒の指導に生かせるよう教員の人権意識を向上させた。	発行した指導資料集などを活用し、男女平等教育を継続していく。	継続		学校教育課
	人権・福祉教育推進校における研究の推進	人権・福祉教育推進校において研究を推進した。 (令和5年) 弥栄中学校/弥栄小学校/並木小学校	A	市の人権・福祉教育の推進に役立っている。	令和6年度は2年目の研究を、弥栄中学校区の3校で行う。(弥栄中学校、弥栄小学校、並木小学校)	継続		学校教育課
	中学校の技術・家庭における男女共修の推進	全ての中学校及び義務教育学校後期課程において男女共修の授業を実施した。	A	教育課程のとおり実施することができている。	今後も日常的に男女共修で授業を実施する。	継続		教育センター
	中学校の保健体育における男女共修の推進	全ての中学校及び義務教育学校後期課程において男女共修の授業を実施した。	A	教育課程のとおり実施することができている。	今後も日常的に男女共修で授業を実施する。	継続		教育センター
	男女混合名簿(性差によらない名簿)の推進	全校で、男女混合名簿(性差によらない名簿)づくりを行った。	A	全校で、男女混合名簿(性差によらない名簿)づくりを行っている。	今後も取組を継続していく。	継続		学校教育課

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
㉘教育関係者への研修・啓発の充実	人権・福祉教育研修の実施	人権・福祉教育担当者研修講座を実施した。 「子どもの人権を守る」 ・実施日: 令和6年1月24日(水) 参加者: 102人 オンライン研修	A	「子どもの人権」という視点に立って教育活動を振り返り、一人一人を大切な存在として認め、尊重することの大切さについて理解を深めた。多くの受講者の人権感覚を磨く機会となった。 毎年、人権に関わる内容について、研修を通して、人権感覚を磨く機会となっている。	今後も多様な視点で人権・福祉教育研修を推進していく必要がある。	継続		教育センター
	人権・福祉教育担当者会や各校における人権教育研修	・人権教育研修を実施した(指導主事等による学校での研修実施のべ61校)。 ・人権・福祉教育担当者会の実施(年2回実施)	A	訪問研修の数が増え、多くの教員の人権意識の向上を図ることができた。	今後も取組を継続していく。	継続		学校教育課
施策16 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実								
㉙キャリア教育の充実	さがみはら中学生職場体験支援事業	感染状況を踏まえ、各学校において可能な範囲・可能な方法での職場体験を実施した。(事業所等での職場体験の実施が難しい場合も、出前授業リスト等を活用し、各学校において積極的に代替活動に取り組んだ。)	A	すべての生徒に体験する機会を提供している。 生徒が、希望する職種を必ず経験できるわけではないことが課題。	職場体験を通してどのような力を育みたいのかを明確にし、生徒が体験を通して実感できるような取組となるように、学校を支援する。	継続		学校教育課
	教育活動や授業改善に対する学校への指導・助言	教育活動全般を通してキャリア教育の充実に努めるよう、小中一貫の日、校内研修や研究会で助言した。	A	小中一貫の日や校内研究、研究会等でキャリア教育について助言を行うことで、キャリア教育への理解につながった。	学校の実情に合った助言を行っていくとともに、重点を定めて実践していく。	継続	㉙ ㉚	学校教育課
㉚多様な学習機会の提供	公民館における各種講座等の実施	公民館において男性も対象とした子育て事業を実施した。 「親子UP講座」「親子で楽しむベビーヨガ」等。 ・15公民館 29事業 計112回	A	男性も対象とした子育て事業等、家庭教育講座を実施し、両親が子育てについて学習する機会を提供した。	引き続き、各公民館において公民館振興計画及び事業要項に基づき、男女の学習機会提供に取り組む。	継続		生涯学習課
	地域課題や生活課題を捉えた公民館における女性学級の実施	公民館において女性学級を実施した ・4学級(中止1学級) 36回 ・延べ 686人参加	A	各公民館において、女性の抱えている様々な現代的課題を学習し、地域課題及び生活課題を解決することを目的に、地域住民のニーズを反映した学級を実施した。	引き続き、公民館事業要項及び女性学級開設要綱に基づき、学級を実施する。	継続		生涯学習課
	相模原市地域婦人団体連絡協議会の支援	男女共同参画社会の実現に向けて活動を続けている同会の円滑な運営のもと、計画した事業実施ができるよう、補助金、委託料による支援及び会議への出席、助言等による支援を行った。	A	会員の高齢化が課題とされているが、令和6年度から各地域の婦人団体だけでなく、個人会員の加入を可能とするなど、会員獲得に向けた取組を実施している。	引き続き、会の運営が、より自主的・主体的に行われるよう支援する。	継続		生涯学習課
施策17 性の理解・尊重のための教育・啓発の推進								
㉛学校、家庭等における性教育の充実	教育活動や授業改善に対する学校への指導・助言	体育科、保健体育科や特別活動における性に関する指導において、「性に関する指導の手引き」を教育センターポータルサイトに掲載した。	A	ポータルサイトに掲載をしたことによる使いやすさ、スライド資料や動画資料等分かりやすさという点で学校から評価されている。	養護教諭研究部会と連携をしながら、内容の見直しができるようにする。	継続	㉙ ㉚	教育センター
	家庭向け性教育読本の発行	家庭用性教育読本「さわやか」を小学校及び義務教育学校4年生保護者に配布し、ダイジェスト版については、全学年の保護者が閲覧できるように教育センターホームページに掲載した。	A	毎年、関係各課と連携し、最新情報を提供することができている。	配付を廃止し、ホームページにて全ページが閲覧できるよう形にする。	継続	16 31	教育センター
㉜思春期における性教育及び相談体制の充実	思春期相談等事業	心身ともに著しく成長する思春期の悩みや不安等に関する相談に保健師等が助言、指導を実施した。また、中高生が生命の大切さを再確認するとともに自己肯定感を育てる教育事業を開催した。 ・思春期保健相談件数 65件 ・思春期出前講座 実施回数22回／参加者数 4,085人 ※引き続き「赤ちゃんといふれあい体験教室」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止。	A	市内中学校、高等学校を中心に、保健師による「命のはなし」を実施するなどし、思春期の特性や生命の大切さを理解し、自己肯定感を高める契機となった。	義務教育期間における、望まない妊娠や人工妊娠中絶がある現状から、目的をより効果的に達成するため、対象を小学校にも拡大する方向で検討を行う。 「赤ちゃんといふれあい体験教室」については、国の動き等を注視しつつ開催方法を探る。	拡充		緑子育て支援センター 中央子育て支援センター 南子育て支援センター
	ヤングテレホン相談	青少年の抱えている悩みや不安等について、青少年本人や保護者からの電話や、Eメール相談を実施した。全体的に前年度より約1.7倍増加している。 ・相談件数 401件	A	電話相談の件数は、前年と比較し「無言の電話」を除いても増加傾向にある。相談内容では、「性に関すること」等で複雑かつ専門的な対応を要することからも相談員の質の向上も必要と捉えている。	的確な電話相談や迅速なメール相談対応を心がけ、相談者のニーズに合わせた相談活動の推進を図る。	継続		青少年相談センター

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
施策18 若年層を対象とした性的ビジネス被害の防止に向けた啓発の推進								
③性的ビジネス被害の防止に向けた啓発の推進	市民への普及啓発	内閣府が作成したポスター及びリーフレットを市内の施設へ掲示、配架するとともに、情報誌「ともに」においても内容を掲載した。	A	幅広い周知啓発ができた。	関係機関と連携を図りながら今後も啓発を行う。	継続		人権・男女共同参画課
施策19 メディア・リテラシーの向上								
④メディア・リテラシーの向上	情報セキュリティ・モラル「相模原プラン」2023の推進	・市内研究会と連携しプランを改訂した。 ・指導主事が学校を訪問するサポート研修、情報教育担当者を対象とした情報セキュリティ・モラル研修を実施し、情報セキュリティ・モラル「相模原プラン」の推進を図った。	A	市内研究会と連携し、情報セキュリティ・モラル「相模原プラン」を改訂することができた。また、各研修でプランの活用を推進し、学校の主体的な活用が図られるようにした。	各学校が情報セキュリティ・モラルハンドブックに基づいた取組を推進できるよう、周知を含め、支援を継続する。	継続		教育センター

基本方針Ⅳ 働く場における女性の活躍推進【さがみはら女性活躍推進プラン】

■成果指標

(指標番号8) 事業所における女性管理職の割合

目標値 (年度)	基準値 (年度等)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
22.0% (R9)	15.0% (H28)	12.3% (R2.10.1)	12.3% (R2.10.1)	12.3% (R2.10.1)	12.3% (R2.10.1)				

(指標番号9) 職場環境における男女の地位が平等になっていると感じている市民の割合

目標値 (年度)	基準値 (年度等)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
30.0% (R9)	18.8% (H30)	18.8% (H30.6)	18.8% (H30.6)	24.1% (R5.2)	24.1% (R5.2)				

(指標番号10) 男性の育児・介護休業の取得について、取得した方がよいと考える市民の割合

目標値 (年度)	基準値 (年度等)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
基準値を 上回る	90.2% (H30)	90.2% (H30.6)	90.2% (H30.6)	92.9% (R5.2)	92.9% (R5.2)				

【成果指標の状況について】

不定期実施等の調査による指標のため、数値に変更なし。

■事業の実施状況

総事業数：67事業（100%）（※）			
A	B	C	X
[予定どおり実施]	[概ね予定どおり実施]	[実施できなかった]	[コロナによる中止 又は延期]
63事業（94%）	4事業（6%）	0事業（0%）	0事業（0%）

（※）その他2事業（不定期実施等の調査のため分類不能）

■事業の今後の進め方

総事業数：69事業（100%）			
拡 充	継 続	見直し	廃 止
3事業（4%）	66事業（96%）	0事業（0%）	0事業（0%）

基本方針Ⅳ 働く場における女性の活躍推進【さがみはら女性活躍推進プラン】

施策の基本方向1 民間における女性のキャリア形成の支援

【主な取組及び方向性】

事業所における女性の働き方に関する意識改革や女性のキャリア形成支援を図るため、女性起業家支援事業の実施や市ホームページ等を通じた情報発信等に取り組んだ。

働く場における男女の意識は変化しつつあるものの、未だ長時間労働等を当然とする働き方を前提とした労働慣行があるなど、依然として、有償労働(仕事)時間が男性、無償労働(家事関連)時間が女性に偏っている現状がある。

事業者、家庭、個人それぞれの意識や行動の変容を促進し、本市が持続的に発展し、活力を維持していくためには、女性が活躍することの重要性等に関しての効果的な情報発信、啓発活動により一層取り組んでいく必要がある。

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
施策1 民間における女性のキャリア形成の支援								
③⑤女性の活躍に対する事業所等の理解促進【④再掲】	男女共同参画研修等支援事業	市内の事業所等が開催する男女共同参画の推進に関する研修等に講師を派遣した。 ・派遣回数 3回	B	市内の事業所等が開催する男女共同参画の推進に関する研修等に講師を派遣し、職場などにおける男女共同参画の広がりや実践につなげた。 例年同一の事業所からの依頼のみとなっているため、制度の見直しや更なる周知を図る必要がある。	より多くの事業所等に本事業が活用されるよう、更なる事業の周知に努めながら、引き続き実施していく。	継続	④ ⑤ ③⑤ ③⑥ ③⑦	人権・男女共同参画課
	事業所等における女性活躍の促進(情報発信等)	事業所における女性活躍を促進するため、市ホームページにおいて、女性活躍推進法に関する情報や、市内事業所等を対象とした事業に関する情報の発信を行った。	A	市ホームページにおいて、女性活躍推進法に関する情報や、市内事業所等を対象とした事業に関する情報の発信を行うことができた。	今後も事業所における女性活躍が推進されるよう、積極的な情報発信を行っていく。	継続	④ ③⑤ ③⑦	人権・男女共同参画課
③⑥事業所等における女性のキャリア形成の支援【⑤再掲】	女性起業家支援事業	起業に興味がある女性や起業後間もない女性起業家に対して、経営に必要な知識を習得するためのセミナーを開催した。また、起業について学べるだけでなく、女性起業家特有の悩みを気軽に安心して相談できるように、ワークショップや交流会を開催した。 ・セミナー(全6回) 19人 ・ワークショップ&交流会 1回 計15人	A	セミナーや交流会に参加しても起業に結びつかないケースがあったため、確実な事業継続を促進する必要がある。	産業支援機関との連携、出店場所の相談に応じるなど、起業希望者に寄り添った支援を進めていく。	継続	⑤ ③⑥ ④⑤	創業支援・企業誘致推進課
	男女共同参画研修等支援事業	市内の事業所等が開催する男女共同参画の推進に関する研修等に講師を派遣した。 ・派遣回数 3回	B	市内の事業所等が開催する男女共同参画の推進に関する研修等に講師を派遣し、職場などにおける男女共同参画の広がりや実践につなげた。 例年同一の事業所からの依頼のみとなっているため、制度の見直しや更なる周知を図る必要がある。	より多くの事業所等に本事業が活用されるよう、更なる事業の周知に努めながら、引き続き実施していく。	継続	④ ⑤ ③⑤ ③⑥ ③⑦	人権・男女共同参画課

基本方針Ⅳ 働く場における女性の活躍推進【さがみはら女性活躍推進プラン】

施策の基本方向2 男女がともに働きやすい環境づくり【重点項目】

【主な取組及び方向性】

女性の就業、キャリアアップ等のほか、就職希望者へのきめ細やかな対応を図るため、男女共同参画推進センター（ソレイユさがみ）等における女性の就業等支援講座の実施や市就職支援センターにおけるキャリアカウンセリングの実施などに取り組んだ。

女性活躍はもとより、性別にかかわらず希望する人が自分らしく、その個性と能力を十分に発揮し働いていくためには、労働者と雇用者の両者に対する取組を継続的に実施していくとともに、ハラスメントの防止や多様な働き方への理解促進等、誰もが働きやすい環境づくりに資する取組を進める必要がある。

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
施策2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進								
③⑦働く場における男女共同参画への理解促進	男女共同参画研修等支援事業	市内の事業所等が開催する男女共同参画の推進に関する研修等に講師を派遣した。 ・派遣回数 3回	B	市内の事業所等が開催する男女共同参画の推進に関する研修等に講師を派遣し、職場などにおける男女共同参画の広がりや実践につなげた。 例年同一の事業所からの依頼のみとなっているため、制度の見直しや更なる周知を図る必要がある。	より多くの事業所等に本事業が活用されるよう、更なる事業の周知に努めながら、引き続き実施していく。	継続	④ ⑤ ③⑤ ③⑥ ③⑦	人権・男女共同参画課
	事業所等における女性活躍の促進(情報発信等)	事業所における女性活躍を促進するため、市ホームページにおいて、女性活躍推進法に関する情報や、市内事業所等を対象とした事業に関する情報の発信を行った。	A	市ホームページにおいて、女性活躍推進法に関する情報や、市内事業所等を対象とした事業に関する情報の発信を行うことができた。	今後も事業所における女性活躍が推進されるよう、積極的な情報発信を行っていく。	継続	④ ③⑤ ③⑦	人権・男女共同参画課
③⑧労働実態調査の実施	事業所調査の実施	市内事業者の男女共同参画に時間する現状や意識・考え方等を把握し、今後の男女共同参画施策を推進する基礎資料とするもの。 ・令和5年度は実施なし	—	—	第3次さがみはら男女共同参画プランの計画期間内(令和2～9年度)に複数回実施を予定しており、次回は令和8年度に実施する予定。	継続		人権・男女共同参画課
	雇用促進対策基本調査の実施	市内事業所や勤労者の実態把握に努め、行政上の基礎資料とするもの。(4年に1度実施) ・令和5年度は実施なし	—	—	令和6年度に実施し、市内事業所や勤労者の実態把握に努める。	継続		産業支援・雇用対策課
③⑨事業所の女性の活躍推進等に関する取組の促進	市の入札制度における優遇措置等の調査・検討	平成28年度から評価型競争入札において、女性技術者の雇用状況を評価項目として設定し、平成29年度からは総合評価方式において、次世代法及び女性活躍推進法の一般事業主行動計画策定事業者を評価項目として設定した。	A	女性の活躍推進に取り組む事業所に対する支援の一助になった。	実施状況等を踏まえ、引き続き調査・検討を進める。	継続		契約課
	市の入札参加資格審査における男女共同参画の取組状況を基にした加点制度の調査・検討	平成29・30年度の入札参加登録から、工事の主観点数項目「男女共同参画の取組状況」について、女性活躍推進法の一般事業主行動計画策定事業者を評価項目として追加した。	A	事業所の女性の活躍推進等に関する取組の促進につながった。	実施状況等を踏まえ、引き続き調査・検討を進める。	継続		契約課
	さがみはら産業集積促進方策(STEP50)に基づく雇用奨励金交付措置	進出企業が新規で女性を正規雇用した場合の1人当たりの補助額を男性より高く設定し、女性の雇用を促進した。	A	女性の活躍推進に取り組む事業所に対する支援の一助になった。	引き続き製造業における女性の活躍を支援する。	継続		創業支援・企業誘致推進課

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
④⑩関係団体等との連携による女性の活躍推進	女性活躍推進に関する取組係情報交換会への参加	神奈川県、県内3政令市、神奈川県労働局、一般社団法人神奈川県経営者協会の間で、女性の活躍推進に関する取組や課題に関する情報交換を行った。 ・開催回数 1回(主催は神奈川県)	A	県や他政令市、労働局等の取組や課題を共有することができた。	引き続き、情報交換を行い、市の女性活躍関連施策を推進する。	継続		人権・男女共同参画課
④⑪相談支援体制の充実	労働相談の実施	労使関係、賃金、労働時間等の労働条件、解雇問題などについて、労働相談を実施した。 ・中央区役所市民相談室 ・毎週木曜日 ・相談件数 116件	A	週1回の相談のため、急ぎの場合はかながわ労働センターや相模原労働基準監督署等へ繋げるなど、臨機応変な対応が必要である。	今後も労働問題に関する相談事業を継続的に行う。	継続		区政推進課
	ソレイユさがみ女性相談事業	女性を取り巻く様々な問題について相談業務を行うとともに相談内容に応じた情報提供を行った。 ・相談件数 2,344件 (うち職業問題150件 6.4%)	A	相談件数は年々増加している中、様々な相談に対し、適切に対応できた。	今後も相談しやすい環境づくりに努める。	継続		人権・男女共同参画課
	労働に関する相談先をホームページ等で情報提供	市民相談室や労働基準監督署で開設している労働に関する相談の窓口案内について、市ホームページにて情報提供を行った。	A	労働に関する情報提供を市ホームページにて情報提供を行い、幅広く周知することができた。	今後も労働に関する情報提供を継続して実施する。	継続		産業支援・雇用対策課
施策3 職場におけるハラスメント防止のための啓発								
④⑫職場におけるハラスメント防止のための啓発の推進	啓発及び情報発信	男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)において、職場のハラスメント対策に関する講座を開催した。 ・開催数 1回 ・参加者数 5人(女性3人 男性2人)	A	講座を開催し、働きやすい環境づくりに関する機会を提供することができた。	今後も事業所に向けた啓発や情報提供を行う。	継続		人権・男女共同参画課
施策4 多様な働き方への支援								
④⑬就業・再就職支援のための講座等の開催	女性の就業等支援講座	男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)において、女性の就業や再就職、キャリアアップのため、技能や知識の習得に繋がる講座を開催した。 ・開催数 7本(24回) ・女性参加者数 139人	A	市総合就職視線センターとも連携しながら、女性の就業や再就職等の支援を実施した。	女性がさまざまな分野でより一層活躍できるよう、今後も多様な講座を開催する。	継続		人権・男女共同参画課
	仕事と家庭の両立支援事業	仕事と家庭両立支援セミナー ・回数 9回 ・参加者 142人 女性の活躍応援セミナー ・回数 8回 ・参加者 89人	A	過去の参加人数を確認のうえ、市民の興味や関心のあるセミナーを企画・実施する必要がある。	今後も仕事と家庭の両立支援や女性活躍に関するセミナーを実施する。	継続		産業支援・雇用対策課
④⑭就業・再就職を希望する女性への情報提供・相談体制の充実	無料職業紹介事業	市就職支援センターにおいてキャリアカウンセリングを実施した。 ・キャリアカウンセリング件数4,665件	A	就職希望者に対してきめ細かな伴走支援を実施し、就職につなげることができた。	今後も市就職支援センターにおいてキャリアカウンセリング及び求職者支援講座を継続して実施する。	継続		産業支援・雇用対策課
	さがみはら就職面接会	雇用の創出、促進に向けて就職面接会を開催した。 ・求職者 56人 ・就職者 14人	A	正社員に限らず、幅広い雇用形態の求人を集めて面接会を実施できた。	今後も正社員に限らず、幅広い雇用形態の求人を集めて面接会を実施する。	継続		産業支援・雇用対策課
④⑮女性の起業に向けた支援	女性起業家支援事業	起業に興味がある女性や起業後間もない女性起業家に対して、経営に必要な知識を習得するためのセミナーを開催した。また、起業について学べるだけでなく、女性起業家特有の悩みを気軽に安心して相談できるように、ワークショップや交流会を開催した。 ・セミナー(全6回) 19人 ・ワークショップ&交流会 1回 計15人	A	セミナーや交流会に参加しても起業に結びつかないケースがあったため、確実な事業継続を促進する必要がある。	産業支援機関との連携、出店場所の相談に応じるなど、起業希望者に寄り添った支援を進めていく。	継続	⑤ ③⑥ ④⑤	創業支援・企業誘致推進課
	女性の創業支援	自らの特技や趣味を活かし起業を目指す女性を支援するため、ソレイユさがみ内に女性起業家の作品を展示するボックスを設置するとともに、販売会や販売促進に繋がる講座を開催した。 ・販売会開催回数 13回 ・来場者数 3,626人 ・講座参加者 105人	A	前年度と比べ、販売会への来場者数が大幅に増加した。(前年度1,971人) 女性の起業につながる機会の提供を行った。	今後も販売会等の実施により、女性の起業支援を行う。	継続		人権・男女共同参画課

基本方針Ⅳ 働く場における女性の活躍推進【さがみはら女性活躍推進プラン】

施策の基本方向3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進【重点項目】

【主な取組及び方向性】

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を促進するため、仕事と家庭との両立支援に取り組む企業の表彰や国の子育てサポートとしての認定制度である「くるみん認定」等の取得を目指す事業者に対する支援等に取り組むとともに、男性の育児への参画を促進するため、父親の家事力・育児力の向上に係る講座を実施した。

また、各種子育て、介護事業を通して、仕事と生活の両立ができる環境づくりへの支援を行った。

ワーク・ライフ・バランスの実現を図ることは、経済的自立とともに、健康で豊かな生活のための時間の確保、多様な働き方・生き方が選択できることにつながることから、引き続き、子育て、介護環境等の社会的基盤の充実に向けて取り組むとともに、仕事と家庭との両立支援に係る取組が地域社会全体に浸透していくよう市民、事業者への周知啓発、支援等に取り組んでいく。

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
施策5 男女がともに仕事と生活を両立できる環境づくり								
(46)ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の促進	仕事と家庭の両立支援事業	ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりのために、パンフレット等を活用し、意識啓発を図った。	A	市内企業等へ幅広く周知する必要がある。	今後も意識啓発を図り、多岐に周知する。	継続		産業支援・雇用対策課
	仕事と家庭の両立支援事業 相模原市勤労者福祉サービスセンター(あじさいメイツ)セミナー共催	男性の仕事と育児の両立支援セミナーを開催した。 R6.2.21 参加者 14人	A	企業向けセミナーで会場開催のみであったため、集客に課題があった。	企業の経営者層や従業員向け(人事・総務等)の場合、会場とオンラインのハイブリット開催を検討する。	継続		産業支援・雇用対策課
	仕事と家庭の両立支援事業	働きながら安心して育児や介護ができる地域社会を目指して、仕事と家庭との両立支援を行うため、成果を上げている企業を表彰した。 R6.3.6 表彰式実施 受賞企業 4社	A	予定通り、4社を表彰することができた。	今後も仕事と家庭との両立支援に取り組み、成果をあげている企業の表彰を実施する。	継続		産業支援・雇用対策課
	仕事と家庭の両立支援事業	認定取得企業支援事業説明会 16社 エントリーシート受付 10社 社会保険労務士によるアドバイザー派遣 8社 補助金交付決定 4社	A	産業支援機関を通じて、事業の周知等を行ったが、新規事業のためアドバイザー派遣を必要とする企業の把握が難しく、当初の見込より下回った。また、補助金申請についても少なかった。	中小企業の会員を多く抱えている相模原市勤労者福祉サービスセンターへ業務委託し、会員企業を中心に多くの市内企業に対してセミナーや事業説明会を行うとともに、企業を個別に訪問し、事業啓発を図りつつ、一般事業主行動計画の未策定企業へのアドバイザー派遣や策定済企業が目標を達成できるよう、支援を行う。	継続		産業支援・雇用対策課
	ワーク・ライフ・バランス促進講座等	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発講座等を開催した。 ・開催数 2回 ・参加者数 64人(女性51人 男性13人)	A	講座等を開催し、意識啓発を図った。	引き続き、各種講座等を開催し、ワーク・ライフ・バランスの実現に関する啓発を行う。	継続		人権・男女共同参画課

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
④7男性の積極的な家事・育児・介護への参画の促進	男性の育児参画事業	父親の育児参画を促進するための講座等を行った。 ・6講座 参加者 68名	A	男性の産後休暇・育児休業の促進と合わせて、父親の家事力育児力の向上につながる講座等を実施できたが、実施が年度末になり、集客に課題があった。	事業開催時期を改善し、実施する。	継続		人権・男女共同参画課
	子育て冊子による父親向けの啓発	・父親の育児に係る情報について、「お父さんといっしょ」の発行による発信から、子育てに係る情報発信を目的とした「子育てガイド」に”パパのページ”を設け、配布を行った。	A	子育てに係る情報発信を目的としている冊子に内容を集約することで、一体的に情報を確認できるようになり、利便性の向上につながった。	男性の育児参画を促すため、今後も継続して啓発に努める	継続		人権・男女共同参画課
施策6 子育て環境の充実								
④8多様なニーズに応じた保育サービスの提供	地域型保育給付費	市が認可した事業所内保育事業者に対し、国基準に基づく地域型保育給付費を支給した。 ・対象 2施設	A	事業所に対して支援を行うことで、保護者のニーズに応えることができた。	継続して実施していく。	継続		保育課
	保育所等子育て広場事業	保育所及び認定こども園において、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導・子育てサークルの活動支援などを実施した。 ・私立保育園等 113園 ・公立保育園 16園	A	子育て広場事業を実施している事業所に対して支援を行うことで、保護者のニーズに応えることができた。	今後も継続して活動への支援を実施する。	継続		保育課
	コミュニティ保育事業	在宅で子育てをしている保護者のグループに対して補助金を交付し、活動を支援した。また、公立保育所主導の研修会を開催した。 ・対象グループ数 9	A	コミュニティ保育を実施しているグループに対して支援を行うことで、保護者のニーズに応えることができた。	今後も継続して活動への支援を実施する。	継続		保育課
	私立幼稚園地域子育て支援推進事業	未就園児の親子登園や子育て相談の実施など、幼稚園の専門的機能を活かしながら、地域における子育て支援を行っている園に対し、私立幼稚園地域子育て支援推進事業補助金を交付した。 ・幼稚園 11園 ・認定こども園 19園	A	地域子育て支援推進事業を実施している事業所に対して支援を行うことで、保護者のニーズに応えることができた。	今後も継続して活動への支援を実施する。	継続		保育課
	支援保育推進事業	保育所・幼稚園等において支援・配慮が必要な児童の受け入れを行った。 ・支援対象児童数971人(うち補助金対象児398人、委託料対象児573人)	A	支援保育児童の受け入れを推進することができた。	今後も継続して助成等を実施する。	継続		保育課
	延長保育事業	保育所・認定こども園・小規模保育事業所等176園(公立園含む)で延長保育を実施した。	A	保護者の延長保育に係るニーズに応えることができた。	現在の助成制度を継続して実施していく。	継続		保育課
	一時保育事業	保育所、認定こども園、小規模保育事業所等134園(公立園含む)で一時保育を実施した。	A	保護者の一時保育に係るニーズに応えることができた。	新規開設園を中心に実施施設の拡充を図る。	継続		保育課
	病児・病後児保育事業	市内3施設で病児・病後児保育事業を実施した。	A	事業の認知度向上を図るとともに、利便性の向上に向けた取組みについて検討を行っていく。	今後も継続して病児・病後児保育事業を実施する。	継続		保育課
	認定保育室助成金	認定保育室助成費(市内)、認可化移行支援助成費(市内)を補助した。 ・対象 14施設 ・児童数 延べ 3,653 人	A	事業所に対して支援と保護者に対する支援を継続することで、認定保育室の質の向上と、保護者負担軽減を図ることができた。	今後も継続して認定保育室助成事業を実施する。	継続		保育課

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
	私立幼稚園 預かり保育	幼稚園の設置者に対し、当該幼稚園が 実施する預かり保育事業の運営費等を 補助した。 ・課業期間中預かり保育実施園:17園 ・夏季休業期間中預かり保育実施園:17 園 ・学年始休業期間、冬季休業期間、学 年末休業期間における預かり保育実施 園:15園 認定こども園の設置者に対し、当該認 定こども園が実施する預かり保育事業 の運営費等を補助した。 ・認定こども園運営 ・認定こども園運営助成事業:31園	A	多様化・増大化しつつある園児保護 者からのニーズに概ね応えることが でき、地域における子育て支援の充 実に繋がった。 預かり保育は各園の方針により、そ れぞれ独自に内容を決定するもの であるため、市として実施体制を維 持できるよう、人件費及び保育経費 に対する補助を今後も継続してい く。	今後も継続して助成を实 施する。	継続		保育課
(49)子育て支 援策の充 実	親子参加型 交流等事業	男女共同参画推進センター(ソレイユさ がみ)において、親子で参加できる親同 士の交流会や、親子で楽しめるおはな しおたのしみ会等のイベントを開催した。 ・開催数 3本 ・参加者数 136人(女性100人、男性 36人)	A	子育ての悩み等を分かち合う機会 を設けることで、子育てに関する不 安の軽減につなげることができた。 参加者数が減少しているほか、男 性の参加率も減少している状況で あるため、周知について検討する必 要がある。	引き続き、親同士の交 流会や親子で楽しめるイ ベント等を開催すると ともに、より多くの人に参加し てもらえるような周知に 努める。	継続		人権・男女 共同参画課
	ソレイユさが み女性相談 事業	女性を取り巻く様々な問題について相 談業務を行うとともに相談内容に応じた 情報提供を行った。 ・相談件数 2,344件 (うち子育て問題12件 0.5%)	A	相談件数は年々増加している中、 様々な相談に対し、適切に対応でき た。	今後も相談しやすい環 境づくりに努める。	継続	②④⑨	人権・男女 共同参画課
	おやこひだ まり相談室	継続的にきめ細かな指導が必要な児童 と保護者に対し、心理相談員、保育士、 保健師が相談を受け、児童の発達促進 及び育児支援を実施した。 ・相談件数 312件	A	心理職による個別的な育児相談の 場になっており、ニーズも高 い状況 にある。	対象に妊婦を含めた試 行実施を踏まえ、評価を 行う。	拡充	②④⑨	緑子育て支 援センター 中央子育て 支援セン ター 南子育て支 援センター
	こんにちは赤 ちゃん事業	児童虐待の早期発見・対応及び予防に 結びつけることを目的に生後4か月ま での乳児がいる家庭を母子訪問相談員・ 保健師が訪問し、心身の状況・養育環 境等の把握や育児不安・悩み等に対す る助言及び子育て支援に関する情報の 提供を実施した。 R5.2子育て応援義業の開始に伴い、子 育て応援ギフトを確実に申請してもら えるように案内している。 ・訪問実績件数:3,902件	A	心身の状況・養育環境等の把握や 育児不安・悩み等に対する助言及 び子育て支援に関する情報の提供 により、母子の心身の健康と育児支 援に寄与した。	引き続き全家庭へ訪問す ることを目標に取り組み を進める。	継続	②④⑨	緑子育て支 援センター 中央子育て 支援セン ター 南子育て支 援センター
	母子保健相 談	妊娠・出産や育児等に関して保健師等 が電話や所内面接により助言指導を实 施した。 ・庁内相談件数 2,556件 ・電話相談件数 1,147件 ※城山・津久井・相模湖・藤野担当は、 庁内育児相談のみ指定日に行う。	B	身近な相談場所として機能してい る。	身近な相談場所として機 能しており、今後も相談 事業を実施する。	継続	②④⑨	緑子育て支 援センター 中央子育て 支援セン ター 南子育て支 援センター
	子どもとその 家庭について の相談	子どもやその家族の総合相談を行っ た。 相談件数 ・児童虐待 1,416人 ・児童虐待以外 743人	A	市民に身近な相談窓口として、こども やその家族の総合相談を行い、 児童虐待の相談、通告を一義的に 受けている。職員の資質の向上に 向けた研修の充実を図るとともに、 児童虐待の発生防止や早期発見の ほか、在宅支援を強化し虐待予防 を図っていく必要がある。	今後も相談事業を実施す る。	継続	②④⑨	緑子育て支 援センター 中央子育て 支援セン ター 南子育て支 援センター
	児童に関する 専門的な相 談・支援、児 童虐待への 対応	児童に関する相談・支援、安全確認等 を行った。 ・育成相談 188件 ・養護相談 73件 ・障害相談 1,360件 ・保健相談 1件 ・非行相談 35件 ・虐待相談 1,673件 ・その他相談 86件	A	職員を増員し、より多くの相談を受 けることができた。 経験年数の浅い職員が対応を行う ことも増えたため、対応に苦慮する 場面も生じている。	引き続き、児童に関する 相談・支援、安全確認等 に努める。	継続	②④⑨	児童相談所 相談支援課

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
	青少年教育 相談の実施	中央相談室・南相談室・城山相談室・相模湖相談室について、青少年教育カウンセラーが相談者の来所および電話による教育相談を実施した。「不登校」「登校渋り」に関する相談が最も多く、全体の約63%となっている。 ・相談件数 16,822件	A	相談内容が多岐にわたっており、また一つ一つの相談内容が複雑化する傾向があるなか、教育相談に関する支援を実施できた。	不登校等の未然防止や早期対応を図れるようさらなる相談体制の充実を図っていく。	継続		青少年相談 センター
	ファミリー・サ ポート・セン ター事業	「子育ての手助けを受けたい利用会員」と「子育ての手助けを行いたい援助会員」を結びつけ、援助会員による子どもの預かりや送迎などのサポートを行った。 (令和6年3月末現在) ・会員数 3,452人 ・利用会員 2,690人 ・援助会員 695人 ・両方会員 67人 ・活動件数 8,008件	A	「子育ての手助けを受けたい利用会員」と「子育ての手助けを行いたい援助会員」を結びつけ、援助会員による子どもの預かりや送迎などのサポートを行った。	今後も継続してファミリー・サポート・センター事業を実施する。	継続	②④⑨	こども家庭 課
	子育て広場 事業(地域子 育て支援拠 点事業)	地域子育て支援拠点事業を市内4か所で実施。また、一部子育て広場において、第2土曜日の開所を開始した。 ○令和5年度利用者数:22,707人(10,862組)	A	令和5年5月には新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、令和2年度から感染症対策として実施していた予約制規制を令和5年6月より解除したことで利用者数も増加している。	今後も継続して子育て広場事業を実施する。子育て援助活動支援事業の預かりの場として利用ができないか検討する。また、公園遊びや散歩等、外遊び実施についても検討する。	継続		こども家庭 課
	ふれあい親子 サロン事業	令和5年度については8地域について継続して開催し、その他20地域のうち、10地域についてはこどもセンター子育て広場にふれあい親子サロンの専門職が出向く方法に変更して、合計58回開催した。	A	令和5年度に開催した18地域については、親子で集える場として、専門職による相談や遊びの提供を行い、安心して子育てができるよう支援ができた。	開催方法の変更を検討している10地域についても、順次事業を開始できるよう取り組んでいく。	継続		こども家庭 課
	児童館運営 事業	子どもに健全な遊びを与え、健康の増進と豊かな情操を育む施設として運営を行った。 ・利用者数 年間237,316人 ・施設数 児童館:23館、児童室:1室	A	事業を予定通り実施することができた。 施設の老朽化が課題である。	地域における子育て支援施設として、今後も児童館の活用を促進する。	継続		こども・若者 支援課
	こどもセン ター運営事業	児童館としての機能とともに、児童クラブの機能も備えた総合的な施設として運営を行った。 ・利用者数 年間617,881人 ・施設数 24館	A	事業を予定通り実施することができた。 施設の老朽化が課題である。	地域における子育て支援、子ども施策の中心的な拠点として、各施策の展開、情報提供等の充実を図る。	継続		こども・若者 支援課
	放課後児童 健全育成事 業(児童クラ ブ)	放課後、帰宅しても保護者が就労等のために家庭にいない原則小学校低学年(1～3年生)の児童に対し、遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図った。 ・市立児童クラブ数 68クラブ ・入会児童数 5954人(令和5年5月1日現在) ・民間児童クラブ数 59クラブ(令和5年5月1日現在)	A	事業を予定通り実施することができた。 支援員のなり手不足が課題である。	女性の社会進出等により、児童クラブの入会申請数が増加傾向にある中で、待機児童解消に向け、施設整備等を行い、定員拡大を図る。	拡充		こども・若者 支援課
	放課後子ども 教室事業	学校施設、こどもセンター及び児童館を活用して、放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを行った。 ・学校施設実施数 4校 ・こどもセンター実施数 24館 ・児童館実施数 23館	A	事業を予定どおり実施することができた。	現在実施している一体型の放課後子ども教室と事業実施型の放課後子ども教室を引き続き実施する。また、一体型の放課後子ども教室の拡充について検討する。	継続		こども・若者 支援課
	子育て広場 事業	乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流できる集いの場として、子育て経験を持つ地域の方々などによる実行委員会に委託し、集いの場の提供、子育てに関する相談、子育てに関する講習会等を行った。 ・こどもセンター実施数 20 館 ・参加者数 27,673 組(59,551人)	A	夏季休業期間中における児童クラブ等小学生との場所の兼ね合いや、支援員のなり手不足が課題である。	今後も地域の子育て支援の集いの場として、こどもセンターを活用し、実施箇所や回数の拡大を図る。	拡充		こども・若者 支援課
	学校出張相 談	青少年教育カウンセラーを市内小・中・義務教育学校に派遣し、その学校に在籍する児童生徒や保護者等からの相談を受けるとともに、教職員を対象に支援・助言や研修を実施した。 ・相談件数 小学校28,185件 中学校18,892件 また、スクールソーシャルワーカーを市内26中学校区に配置し、学校と密に連携を取りながら支援を行った。 ・相談件数 16,426件	A	青少年教育カウンセラーの学校出張相談では、小学校・中学校共に教育相談や生徒理解に関する支援を実施できた。 スクールソーシャルワーカーについては、23中学校区を拠点・巡回校型としたことで、学校にとってSSWが身近な存在となり、教職員からの相談に適宜対応できるようになった。	多様化・複雑化するケースへの対応を行うためにも、青少年教育カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修や効果的な配置の検討を引き続き行っていく。	継続		青少年相談 センター

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
⑤子育て情報の提供と学習機会の充実	子育てガイドの発行	子育て家庭の利便性の向上のため、母子の医療・健康に関する情報、各種手当・助成制度などの子育て情報をまとめた「子育てガイド」を発行した。 ・25,000部発行	A	市内の住民登録関係の窓口等や事業実施の際に、子育て世帯に対して配布を行うことができた。	電子媒体の活用状況も確認しながら、引き続き実施する。	継続	②⑤	こども家庭課
	各種講座の開催	子ども会育成者研修会を実施した。 ・開催数 1回 ・参加者数 39人	A	来年度に役員となる方を対象に、子ども会の説明及び子ども会活動で活用できるレクリエーションの紹介を行うことで、地域における子ども会活動の充実、発展を図ることができた。	子育て支援に寄与する講座を継続して実施する。	継続		青少年学習センター
施策7 介護を支える環境の整備・充実								
⑤介護に関する相談と情報提供の充実	男女共同参画による介護支援事業	男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)において、男女共同参画の視点を取り入れた介護支援講座を開催した。 ・開催数 2回 ・参加者数 85人(女性59人 男性26人)	A	介護等に関する学習機会を提供し、介護に対する負担感や不安の軽減・解消を図った。	介護において、固定的役割分担意識が強調されたり、女性の社会参画の促進が妨げられることのないよう、男女共同参画の視点に立った取り組みを行う。	継続		人権・男女共同参画課
	ソレイユさがみ女性相談事業	女性を取り巻く様々な問題について相談業務を行うとともに相談内容に応じた情報提供を行った。 ・相談件数 2,344件 (うち介護問題17件 0.7%)	A	相談件数は年々増加している中、様々な相談に対し、適切に対応できた。	今後も相談しやすい環境づくりに努める。	継続		人権・男女共同参画課
	家族介護教室等の開催	高齢者を介護している家族等がいきいきと生活できるよう、家族介護教室を開催した。 ・開催数 153回	A	各地域で家族介護教室を開催し、介護者の身体的、精神的負担の軽減を図ることができた。	介護者の心身の健康づくりや介護者相互の交流及び仲間づくりを通じて、高齢者を介護している家族等がいきいきと生活できるように、今後も家族介護教室の開催を通じて支援する。	継続		地域包括ケア推進課
	地域包括支援センター及び窓口における相談・支援	地域包括支援センターにおいて、相談支援等を実施した。 ・相談実績 170,281件	A	地域における介護等の相談支援等を実施し、相談者等の介護による負担を軽減を図ることができた。	様々な機会を捉えて相談窓口の周知を行うとともに、住民が相談しやすい環境保持に努めていく。	継続		地域包括ケア推進課
	介護保険啓発用パンフレットの作成	65歳到達の方に、被保険者証送付の際に「介護保険のてびき」を同封し、介護保険の啓発に努めた。 ・「すこやか介護保険」14,000部発行 ・「介護保険のてびき」14,000部発行	A	分かりやすいよう、内容の更新を行った。	内容の見直しを行いながら、引き続きパンフレットを発行する。	継続		介護保険課
	市ホームページ上での市民、介護支援専門員及び事業者への情報提供	事業者や市民に対して、広報やホームページで情報提供を行った。	A	掲載内容の一斉見直しを行った。	内容の見直しを行いながら、引き続きホームページでの情報提供を行う。	継続		介護保険課
	高齢者介護家族電話相談事業	高齢者の介護家族や高齢者からの健康や介護についての相談を受け付けた。 ・相談件数:962件	A	高齢者を介護する家族等や高齢者本人からの、介護・健康・医療等に関する日常的な悩みや不安に、看護師・保健師・ケアマネージャー等の資格を持つ専門の相談員が対応する電話相談を実施することにより、在宅で安心して暮らし続けられる環境を整え、精神的・身体的負担の軽減、疾病予防を図ることができた。	事業を継続し、引き続き市民からの相談に対応する。	継続		高齢・障害者支援課
	認知症講演会	認知症に関心を持っていただくための講演会を開催した。 ・7/21 ウェルネスさがみはら 35名 ・9/28 緑合同庁舎 58名 ・11/17 南保健福祉センター 17名	A	一定数の参加者が見られ、好評の感想が聞かれた。市民に対して普及啓発を図ることができた。	認知症施策を一体的に実施するためR6年度より、在宅医療・介護連携支援センターに事業移管して実施する。	継続		緑高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
52介護 サービスの 充実	介護給付適 正化事業	・要介護認定の適正化 調査票の点検の全件実施 ・ケアプラン点検の実施 ・住宅改修の点検 申請内容の点検の実施 ・福祉用具実態調査の実施 福祉用具利用者に対する訪問調査の実施 ・縦覧点検、医療突合 月1回の実施 ・介護給付費通知 年1回の発送	A	要介護認定等の適正化を図ること で、受給者が必要とするサービスの 適切な提供に資することができた。	第9期高齢者保健福祉計 画に基づき、計画的に推 進していく。	継続		介護保険課
	介護サービス 事業者指導	介護サービス事業者の指導 事業所の育成・支援を目的に、事業所 運営、サービス提供及び介護報酬請求 の適正化に関する指導を行った。 (対象事業所数) ・集団指導 2,013件 ・実地指導 267件	A	令和5年度は、新型コロナウイルス 感染症が5類に引き下げられたこと もあり、計画数を増やして取り組ん だ。 近年、介護事業所数が増加傾向に あり、指導の計画数や体制の見直 し、指導の効率化の検討が必要で ある。	引き続き、利用者に対し て適切な介護サービスが 提供されるように施設及 び事業所への指導を強 化していく。	継続		福祉基盤課
	介護人材確 保・定着・育 成事業	・介護未経験の求職者等を対象に「介 護に関する入門的研修」、「介護職員初 任者研修」及び市内介護事業所への就 職支援を実施 ・介護人材の定着支援として、市内の介 護サービス事業所等で就労している介 護職員等を対象に、就労に関わる相談 事業を実施 ・事業所が行うキャリアアップに向けた 研修や市高齢者福祉施設協議会が行う 研修への支援 ・次代を担う介護職員等勤続表彰の開 催 ・介護の魅力PR動画の放映、介護の魅 力PR冊子の配布	A	令和5年度は、新たに定着支援事業 を実施することができ、ある程度相 談件数があり、定着に向けた支援 が図られた。 その他、前年度より継続して行っ ている事業も含め、真に必要として いる方々に対し必要なサービスが行 き届くよう、周知方法について検討が 必要である。	引き続き、介護人材の定 着の促進を図るととも に、将来を担う人材の確 保・育成を図るための取 り組みを強化していく。	継続		福祉基盤課

■成果指標

(指標番号11) 夫婦(パートナー)間・交際相手間における次のような行為を暴力と認識する人の割合

【身体的暴力】①平手で打つ

目標値 (年度)	基準値 (年度等)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
90.0% (R9)	74.2% (H30)	74.2% (H30.6)	74.2% (H30.6)	83.4% (R5.2)	83.4% (R5.2)				

【精神的暴力】②何を言っても長時間無視し続ける

目標値 (年度)	基準値 (年度等)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
65.0% (R9)	48.9% (H30)	48.9% (H30.6)	48.9% (H30.6)	60.7% (R5.2)	60.7% (R5.2)				

【社会的暴力】③交友関係や電話・メールなどを細かく監視する

目標値 (年度)	基準値 (年度等)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
70.0% (R9)	55.7% (H30)	55.7% (H30.6)	55.7% (H30.6)	66.0% (R5.2)	66.0% (R5.2)				

【経済的暴力】④家計に必要な生活費を渡さない

目標値 (年度)	基準値 (年度等)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
85.0% (R9)	70.6% (H30)	70.6% (H30.6)	70.6% (H30.6)	77.2% (R5.2)	77.2% (R5.2)				

【性的暴力】⑤見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる

目標値 (年度)	基準値 (年度等)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
85.0% (R9)	70.7% (H30)	70.7% (H30.6)	70.7% (H30.6)	83.7% (R5.2)	83.7% (R5.2)				

【性的暴力】⑥いやがっているのに性的な行為を強要する

目標値 (年度)	基準値 (年度等)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
95.0% (R9)	84.7% (H30)	84.7% (H30.6)	84.7% (H30.6)	89.3% (R5.2)	89.3% (R5.2)				

(指標番号12) DVに関わる相談場所を知っている市民の割合

目標値 (年度)	基準値 (年度等)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
76.0% (R9)	68.2% (H30)	68.2% (H30.6)	68.2% (H30.6)	72.9% (R5.2)	72.9% (R5.2)				

(指標番号13) DV被害にあった際、相談した市民の割合

目標値 (年度)	基準値 (年度等)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
50.0% (R9)	37.6% (H30)	37.6% (H30.6)	37.6% (H30.6)	34.0% (R5.2)	34.0% (R5.2)				

【成果指標の状況について】

不定期実施の調査による指標のため、数値に変更なし。

■事業の実施状況

総事業数：19事業（100％）（※）			
A	B	C	X
[予定どおり実施]	[概ね予定どおり実施]	[実施できなかった]	[コロナによる中止 又は延期]
19事業（100％）	0事業（0％）	0事業（0％）	0事業（0％）

（※）その他1事業（不定期実施等の調査のため分類不能）

■事業の今後の進め方

総事業数：20事業（100％）			
拡 充	継 続	見直し	廃 止
2事業（10％）	18事業（90％）	0事業（0％）	0事業（0％）

基本方針Ⅴ 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援【さがみはらDV対策プラン】

施策の基本方向1 DVに関する相談及び保護体制の充実【重点項目】

【主な取組及び方向性】

多様な被害者の状況等に応じて安心して相談できる体制整備を図るため、配偶者暴力相談支援センターにおける性別を限定しないDV相談のほか、外国人相談の実施や障害者相談支援キーステーションの運営などに取り組んだ。また、緊急対応の必要な被害者に対しては、県、警察、関係機関等との連携により適切な一時保護を実施し、被害者の安全を確保するとともに、住民基本台帳事務における支援措置を適切に実施した。

DV相談の件数は、毎年増加傾向にあり、被害者への適切な対応、支援の実施の重要性はますます増している。引き続き、被害者の状況に応じた相談支援を図るほか、DV相談等に対応する職員のスキルアップに取り組むとともに、各関係機関の連携を密にし、適切な一時保護の実施により被害者の確実な安全確保に取り組んでいく。

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
施策1 相談支援の充実								
53相談支援の充実	DV相談及びDV被害者支援の充実	配偶者等からの暴力による被害者の保護や被害者の自立支援のため、DV被害者の相談・支援及びDV相談証明書の発行を行った。 ・配偶者暴力相談支援センターの相談件数 1,596件 (女性:1,463件 男性:132件 その他:1件) ・配偶者暴力相談支援センターDV相談証明書の発行 28件	A	令和4年度と比較し、相談件数が増加し、より多くの方が相談に繋がった。女性の相談者だけでなく、男性の相談者も増加しているが、令和4年度実施の市民意識調査においてDV被害を受けた男性で、相談しなかった(できなかった)人の割合が93.1%だったことから、男女ともに安心して相談できる工夫が必要である。	相談窓口の周知と併せて、DVの正しい理解に向けた周知も図る。 また、引き続き証明書の迅速な発行に努めるなど、DV被害者の円滑な支援を行う。	継続		人権・男女共同参画課
54相談窓口の周知	DV相談窓口の周知	・多様な媒体を通じて、配偶者暴力相談支援センターの周知及びDV相談窓口の周知を図った。 (周知方法) ・広報紙や市ホームページ掲載、自治会地域情報誌への掲載、FMラジオ局スポット案内放送、案内リーフレットの配架、DV防止カードの配架、市発行各種窓口案内冊子掲載	A	様々な媒体による周知を図り、被害を受けている方を相談につなげることができた。	引き続き、様々な機会を捉え、周知に努める。	継続		人権・男女共同参画課
55職員のスキルアップ	相談窓口職員の資質向上	・相談員のスキルアップを行うため、実践的な研修を実施するとともに、神奈川県主催の研修等に派遣し相談にかかる情報の収集や知識の習得を図った。 ・窓口担当職員に対し、適切な対応を図るためDV被害者支援について職場研修を実施した。(参加人数 60人)	A	相談等に対応するために、相談員や窓口担当職員に対して研修等を実施するなど、スキルアップを図った。	引き続き、関係職員の資質向上を図る。	継続		人権・男女共同参画課
施策2 外国人・高齢者・障害のある人等への配慮								
56外国人被害者への配慮	「外国人相談」、「外国人法律相談」及び「在留手続相談」の実施	各区役所市民相談室において在留外国人に対する多言語での相談対応を実施した。また、中央区役所市民相談室にて出入国管理局横浜支局職員による「在留手続相談」を実施した。 【中央区役所市民相談室】 ・英語(月曜日)／フィリピン語(火曜日)／中国語(水曜日)／ベトナム語(木曜日)／スペイン語(金曜日)／ポルトガル語(金曜日) ・相談者数:438人 相談内容別件数:602件(法律相談及び在留手続相談含む) 【緑区役所市民相談室】 ・相談者数:0人 相談内容別件数:0件 【南区役所市民相談室】 ・相談者数:7人 相談内容別件数:7件	A	多くの在留外国人に利用いただけるような、より効果的な事業周知が課題である。	今後も引き続き広報媒体や手法について検討を進める。	継続	⑭ ⑤⑥	区政推進課

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
57高齢者 や障害のある人への配慮	基幹相談支援センター、 障害者相談支援キーステーション	地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター、南障害者相談支援キーステーション及び緑障害者相談支援キーステーションの運営を実施した。 (相談件数) ・基幹相談支援センター 11,149件 ・緑障害者相談支援キーステーション 6,078件 ・南障害者相談支援キーステーション 5,851件	A	障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の相談支援の拠点として、総合的かつ専門的な相談支援への対応、人材育成や関係機関の連携支援等を図ることができた。	引き続き、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の相談支援の拠点として、総合的かつ専門的な相談支援への対応、人材育成や関係機関の連携支援等を図る。 令和6年度からは中央障害者相談支援キーステーションを設置する。	拡充		高齢・障害者福祉課
	高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会の開催	高齢者及び障害者の虐待防止や早期発見を進めるとともに、迅速かつ的確な対応を図るため、関係機関等と情報交換を行った。 ・協議会開催(令和6年1月29日開催)	A	虐待対応に係る様々な立場の関係者が、それぞれの現在の状況を共有することができた。	虐待対応に係る様々な立場の関係者が、それぞれの対応状況に合った連携体制の強化に活かされるように、引き続き運営の工夫を図りたい。	継続		高齢・障害者福祉課
58男性被害者等への配慮	男性相談事業	・相模原市配偶者暴力相談支援センターDV相談専用電話において性別を限定せずに相談を実施した。 相談件数 1,596件 (内訳 女性1,463件 男性132件 不明1件) ・相談員に男性DV相談スーパーバイズを実施し、スキルアップを図った。(2回実施)	A	性別を限定せずに相談を実施したことで、男性を相談につなげることができた。	被害者が性別関係なく相談しやすいよう周知等に努めながら引き続き相談業務を実施していく。	継続		人権・男女共同参画課
59性的少数者への配慮	性別を限定しない相談の実施	・相談員に対し、「性の多様性を知り、適切な対応をするための相模原市職員ガイドライン」を配布し、性の多様性に係る周知を行った。 ・相模原市配偶者暴力相談支援センターDV相談専用電話において性別を限定せずに相談を実施した。 相談件数 1,596件	A	性別を限定せずに相談を実施し、様々な人が安心して相談できる環境づくりを行った。	引き続き、相談員に対する周知を行うとともに、性別を限定しないDV相談を実施する。	継続		人権・男女共同参画課
施策3 一時保護支援と安全確保の充実								
60一時保護支援と安全確保の充実	一時保護支援と安全確保の充実	DV等被害者の安全確保のため必要と判断した場合の一時保護を実施した。 ・一時保護 16件	A	DV等被害者の安全を確保することができた。	引き続き、被害者の安全確保に努める。	継続		人権・男女共同参画課等
	児童の安全確保のため必要と判断した場合の一時保護の実施	児童の安全確保のため必要と判断した場合の一時保護を実施した。 ・一時保護 562件 (内訳:養護551件、非行 11件)	A	より多くの児童を一時保護することができた。 保護件数が増加しているため、一時保護所の定員超過の状態が続いている。	引き続き、児童の安全確保等に努める。 一時保護所の定員超過の状態が続いているため、改修工事を実施し、令和6年度より定員増加の予定。	拡充		児童相談所総務課
61住民登録等の支援	住民基本台帳事務における支援措置	DV防止法の被害者を保護するため、相手方が住民票の交付等の制度を不当に利用して申出者の住所を探索されないように、支援を実施した。 ○DV支援対象者数(令和6年3月31日現在) (緑区役所区民課) ・申出者136名／併せて支援する者182名 うち、緑区で支援決定した件数 ・申出者79名／併せて支援する者105名 (中央区役所区民課) ・申出者210名／併せて支援する者295名 うち、中央区支援決定の件数 ・申出者112名／併せて支援する者 165名 (南区役所区民課) ・申出者234名／併せて支援する者296名 うち、南区で支援決定した件数 ・申出者130名／併せて支援する者159名	A	相手方が住民票の交付等の制度を不当に利用して申出者の住所を探索することを防止することができた。	引き続き、関係する他機関との連携を図りながら、支援を実施する。	継続		緑区役所区民課 中央区役所区民課 南区役所区民課
	住登外登録者に対する準支援措置	本市に住民登録はないものの、徴税や手当等の各種手続に伴い宛名登録(住登外登録)されているDV等被害者の情報保護を図るため、DV等被害者からの申し出に基づき、システムの端末画面上、住所情報を非表示とする措置を行った。	A	DV等被害者の安全を確保することができた。	引き続き、DV等被害者の安全確保に努める。	継続		人権・男女共同参画課

基本方針Ⅴ 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援【さがみはらDV対策プラン】

施策の基本方向2 関係機関・団体との連携・協力及び自立支援の充実

【主な取組及び方向性】

配偶者等からの暴力に対する関係機関連携会議の実施による情報交換、民生委員・児童委員へのサポート講座の実施など、DV対策の充実のため、各関係機関等との連携した取組を進めた。

DV被害者への適切な支援を実施していくためには、地域に密着した場所での状況把握から広域的な連携による被害者の安全確保、自立支援というところまで円滑で切れ目のない支援体制を構築しておくことが重要である。

事案が発生した際、迅速、的確にそれぞれの役割を果たすことができるよう、引き続き、民生委員・児童委員への研修等に取り組むとともに、関係機関、団体等との情報交換等に取り組んでいく。

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
施策4 関係機関・団体との連携・協力体制の強化								
62関係機関・団体との連携・協力体制の強化	DV被害者支援にかかる関係機関の連携	配偶者等からの暴力に対する関係機関連携会議を開催し、関係機関相互の情報交換を行った。 (年1回 11月開催)	A	関係機関で実施している支援や課題等の共有を図ることができた。	今後もDV被害者支援において市内外の関係機関を連携を図る。	継続		人権・男女共同参画課
63民生委員・児童委員等への研修・情報提供	民生委員・児童委員等への意識啓発	地域に密着している民生委員・児童委員等へDVに関する情報提供や被害者支援の意識啓発、児童虐待についてサポート講座を実施した。 (R5.11.13…54名、R5.11.22…50名 計104名参加)	A	地域に密着している民生委員・児童委員等へ研修を行うことで、潜在化してしまっているDV被害者を早期に発見し、相談・保護につながるよう努めた。	引き続き、情報提供や意識啓発を行う。	継続		人権・男女共同参画課
施策5 関係機関・団体との連携による自立支援の充実								
64関係機関・団体との連携による自立支援の充実	関係機関等との連携による支援	神奈川県、県内市町村及び民間団体の三者の協働により被害者支援を行った。 ・緊急一時保護施設運営負担 5件	A	三者で協働することで、被害者等の自立などに向けた支援を行うことができた。	引き続き、被害者の自立支援に向けて実施する	継続		人権・男女共同参画課
	母子世帯に対する支援	DV等、様々な理由により適切な子育てができない母子家庭等を保護し、自立を支援する「母子生活支援施設」への入所を受け付けた。 ・入所世帯数 35世帯	A	「母子生活支援施設」への入所により、生活の安定、自立への支援を行うことができた。 一方、入所期間が長期化している世帯もあることから、その世帯に合った自立の在り方や支援を検討し、実施することが必要である。	今後も必要に応じ母子家庭への支援を実施する。	継続		こども家庭課
	神奈川県居住支援協議会「かながわあんしん賃貸支援事業」の紹介	神奈川県居住支援協議会「かながわあんしん賃貸支援事業」の紹介を行った。	A	住まい探しにお困りの方に協力不動産店の紹介を行うことができた。	引き続き、神奈川県居住支援協議会「かながわあんしん賃貸支援事業」の紹介を行う。	継続		住宅課

基本方針Ⅴ 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援【さがみはらDV対策プラン】

施策の基本方向3 DV根絶に向けた取組の推進

【主な取組及び方向性】

DVに対する理解の促進、その根絶に向け市ホームページや広報紙を通じた周知啓発に取り組むとともに、若年層に対しデートDV啓発カードの配布等に取り組んだ。

DVは身体的暴力や性的暴力のみならず、精神的暴力、経済的暴力など多岐にわたることから、DV対策においては、一人ひとりに対して、DVに関する正しい理解の促進を図り、被害が深刻化する前に適切な対応を講じることが重要である。

引き続き、パートナーとの関係に変化が生じていく思春期や青年期の若年層に対する啓発のほか、DV根絶に向け、様々なツールを用いた周知啓発に取り組んでいく。

内容	事業名 (令和5年度)	事業実績 (令和5年度)	実施 状況	評価・課題	今後の取組	今後の 進め方	再掲 内容 No.	所管課
施策6 DV根絶に向けた意識啓発等の推進								
65 DV根絶に向けた意識啓発の推進	DV根絶に向けた周知・啓発事業	・多様な媒体を通して、DV根絶に向け意識啓発を行った。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、集中的に啓発活動・取組を行った。 - 横断幕の掲示、啓発用ポスター、リーフレットの配布、公用自動車への啓発マグネット貼付、相模大野パブリックインフォメーションの放映、自治会地域情報誌への掲載、FMラジオ局スポット案内放送、市ホームページでの周知、広報紙11月1日号掲載	A	暴力以外のDVもあること等を周知し、DVについての正しい理解の醸成やDV根絶への意識啓発を図った。	引き続き、より多くの市民にDVについて正しい理解の醸成やDV根絶への意識啓発を進める。	継続		人権・男女共同参画課
66 DV対策の充実にに向けた情報収集	DVに関する市民意識の状況把握	男女共同参画に関する市民意識調査において、DVに関する設問を設定し、市民のDVに関する意識や考え方等を把握し、今後のDV関連施策の推進の基礎的資料とするもの。 ・令和5年度は実施なし	—	—	第3次さがみはら男女共同参画プランの計画期間内(令和2～9年度)に複数回実施を予定しており、次回は、令和8年度に実施予定。	継続		人権・男女共同参画課
67 デートDV防止に向けた意識啓発の推進	デートDV防止の取組	デートDVに対する正しい知識の習得、予防啓発、相談窓口の周知を図るため、デートDV防止カードを配布した。 対象 公・私立中学3年生 配布数 7,541枚	A	パートナーとの関係に変化が生じていく思春期にある若者に、周知・啓発をすることができた。	交際相手からの暴力は、20代女性の4人に1人が経験しているという調査結果があり、今後も啓発を実施していく。	継続		人権・男女共同参画課

第3章 令和5年度 男女共同参画に関する意見等申出制度事業報告

この制度は、「さがみはら男女共同参画推進条例」に基づき、平成16年4月1日から男女共同参画専門員（3名）を置き、本市の男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての意見、苦情及び相談や市内において男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害されたことについての相談及び苦情について、申出をした者への助言や必要と認めたときは、関係者に対し助言、是正の要望等を行うものです。

令和5年度 年間実績

- 申出件数 0件

- 問合せ件数 0件

さがみはら男女共同参画都市宣言

わたくしたちは

家庭に 地域に 職場に

男女がともに参画できる社会をつくれます

人として尊びあい

責任を分かちあい

豊かで活力ある未来を拓きます

市民 60 万人となった西暦 2000 年

相模原市は

男女共同参画都市として

新たにあゆみはじめます

平成 12 年 7 月 8 日

相 模 原 市

令和 6 年度版 相模原市男女共同参画年次報告書
(令和 5 年度の男女共同参画関連施策の実施状況)

発行 相模原市
市民局 人権・男女共同参画課
相模原市中央区中央 2 丁目 11 番 15 号
電話 042(769)8205 FAX 042(754)7990

令和 7 年 3 月